

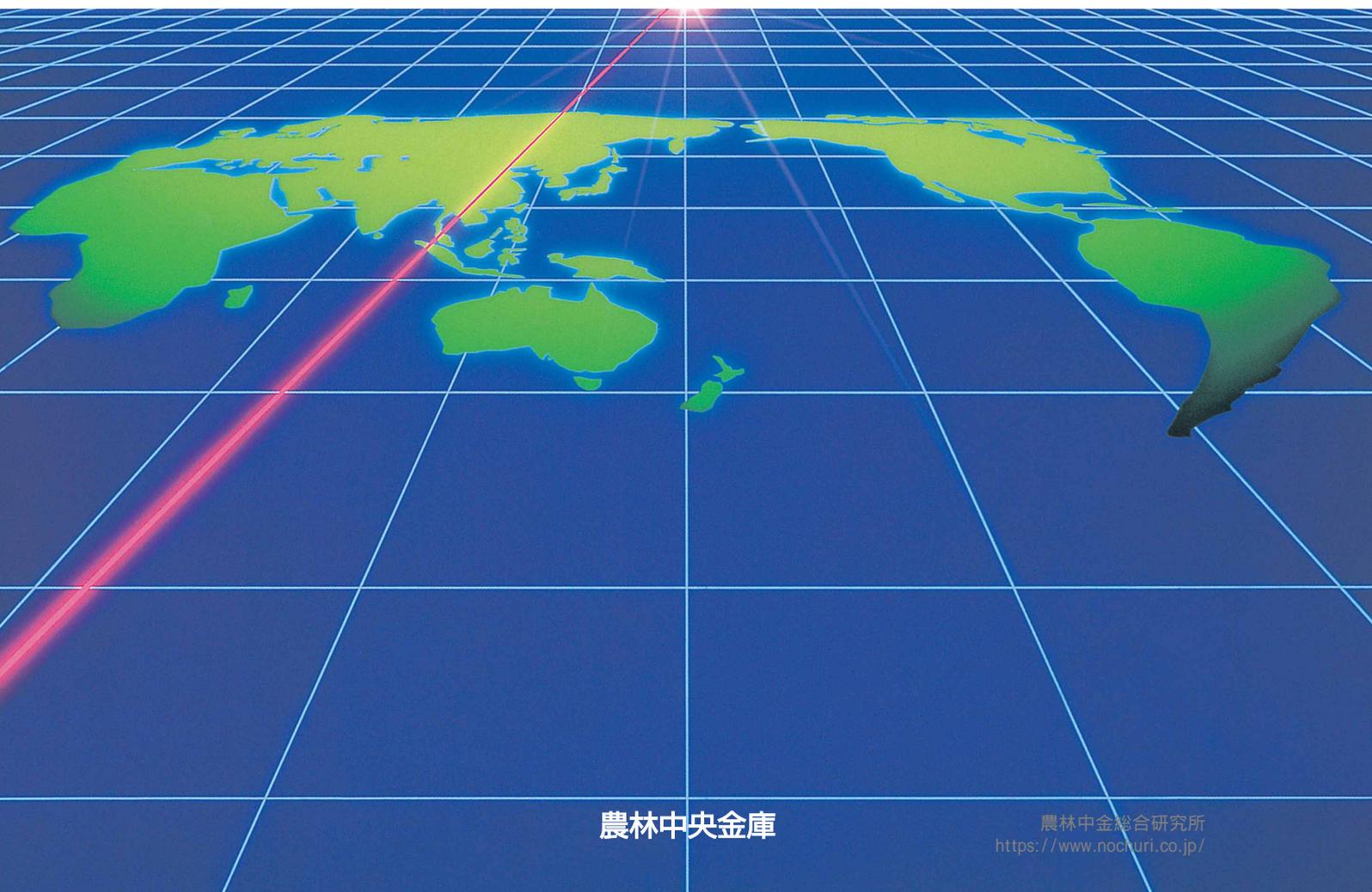
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 **2** FEBRUARY

農協改革を考える

- JAの自己改革の成果と課題
- EU競争法と農業協同組合
- 原発事故被災地における農業復興の現状と課題



新たな食料・農業・農村基本計画と地域の視点

農業の発展と農工間の格差解消を目指し、農業そのものに焦点をあて1961年に制定された「農業基本法」に代わり、消費者や農村社会を広く施策に包括するものとして99年に新たに制定されたのが、「食料・農業・農村基本法」（以下「新基本法」という）である。新基本法は①高度化・多様化する需要に対応し、輸入および備蓄と組み合わせた食料の安定供給の確保、②農業・農村の多面的機能の重視、③農業の持続的発展、④生産ならびに生活空間としての農村の振興、とくに条件不利地域への支援策等が政策目標の柱として盛り込まれた。そして、20年前の00年3月に供給熱量ベースで食料自給率5割以上を目指すことが適当であるなどとした「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）が閣議決定され、以降、5年ごとに見直され、20年3月を目途に新しい基本計画が公表される予定である。

このように農政の基本となる新基本法は、その制定時から農業生産だけでなく、食の安全や安心への関心の高まりといった消費者ニーズへの対応や、過疎化高齢化が進むなかでの条件不利地域対策など、農業に関連する多様な関係者への配慮という側面を持っていた。しかしながら、近年の施策は、そうした基本法の持つ多様な側面はやや弱まり、農業生産そのものの生産性向上や効率化が前面に出て進められてきた感がある。とくに、農協に対しては、産業としての農業支援に、より重点を置くよう施策が進められてきた感はいないであろう。

その一方で、この間、農業振興にとどまらない農村地域における農協の持つ多様な機能・役割について一定の評価をしてきたのは、地方創生など地域政策の側ではないかとみられる。例えば、19年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」のなかでは「農林水産業の成長産業化」だけでなく、「地方創生を担う『ひとづくり』のための多様な主体の連携」「『小さな拠点』の形成の推進」といった連携の多様な主体の一つとして農業協同組合が挙げられている。

ここで、新しい基本計画の検討過程では、農協と地域経済・地域社会との関係について指摘している箇所がある。「現行基本計画の検証とこれを踏まえた施策の方向（案）」（19年10月）をみると、「農業協同組合系統組織の中長期的に目指す姿」のなかで「農協が、農業者、特に担い手からみて、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織として地域に存在している。」に加え、「農業者の所得向上、農業の発展に軸足を置きながら、地域経済・地域社会の中核的存在として存在している。」という記述がある。地域における農協を考える場合、農業生産そのものを支える役割と、農村のインフラとして地域を支える役割は両輪であり、両者は切り離せないとみられる。

JA全中は19年11月に新たな基本計画に対し、中小農家を含む多様な農業経営の維持発展や中山間地域支援を打ち出すとともに、農業と地域におけるJAグループの役割を適切に位置づけるよう提案した。農協がその事業や活動を通じ、多様な農業経営と地域社会を支え、それが農業・農村の持つ多面的機能の維持につながっている事実からみて当然であろう。農業にとどまらない農協のもう一つの役割もより明確に位置づけられるべきと考える。

（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 内田多喜生・うちだ たきお

今月のテーマ

農協改革を考える

今月の窓

新たな食料・農業・農村基本計画と地域の視点

(株)農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 内田多喜生

単位JAにおける農業振興を中心に

JAの自己改革の成果と課題

斉藤由理子 — 2

わが国独占禁止法の適用除外制度への示唆

EU競争法と農業協同組合

明田 作 — 22

復興・創生期間終了後を見据えて

原発事故被災地における農業復興の現状と課題

行友 弥 — 40

外国事情

農業分野におけるEUの競争政策とその動向

明田 作 — 50

談話室

農業者の協同組合の価値

——農協についての再考——

ボルドー大学 経済学部教授

マリリン・フィリッピ (Maryline Filippi) — 38

統計資料 — 64

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

JAの自己改革の成果と課題

—単位JAにおける農業振興を中心に—

常務取締役 斉藤由理子

〔要 旨〕

2019年5月に農協改革集中推進期間が終了した。この期間にJAの自己改革は、政府から求められた「農産物の有利販売と生産資材の有利調達」について一定の成果を上げ、またJAグループが「創造的自己改革」の目標とした農業所得・農業生産・販売取扱高の拡大、また組合員と役職員の意識改革など、政府から求められた改革を超える成果も上げている。

こうした成果につながった要因としては、①JAが冷静な状況認識に基づき積極的に自己改革に取り組んだこと、②農産物の有利販売や生産資材の有利調達はJAにとって当然の取組みであったこと、③創造的自己改革が広範な内容で自由度の高い、柔軟なものであったこと、④自己改革が組合員との対話に基づくという協同組合のアイデンティティを強める性格を有したことが考えられる。

JAは、持続的経営の確立や農業の生産基盤強化など喫緊の課題を抱えているが、協同組合のアイデンティティの強化も含めて、自己改革における成功体験は、課題解決の土台となるのではないだろうか。

目 次

はじめに	(3) JA鹿児島きもつき（鹿児島県）
1 自己改革の経緯	(4) JAいわて花巻（岩手県）
(1) 農協改革集中推進期間	(5) JAぎふ（岐阜県）
(2) 農協改革集中推進期間終了後	(6) JA横浜（神奈川県）
2 アンケート結果と統計データにみる自己改革の成果	(7) JA山口県（山口県）
(1) 多様な自己改革の実践	(8) JAグループ福島（福島県）
(2) アンケート結果	4 成果と課題について考える
(3) 統計データ	(1) 自己改革の成果
3 6JAと1地域の事例	(2) 成果につながった要因
(1) 6JAと1地域の特徴	(3) 今後の課題
(2) JAはが野（栃木県）	おわりに

はじめに

2014年に始まった5年間の農協改革集中推進期間は19年5月に終了した。それはJAが自己改革に取り組むことを強く要請された期間であった。そして、19年6月の規制改革推進会議第5次答申および9月の農林水産省「農協改革の進捗状況について」は、JAの自己改革に一定の進捗がみられたと評価した。

しかし、同第5次答申は、引き続き農業所得の向上、一層の資材価格引下げ、信用事業の健全な持続性等を課題とし、同じく農林水産省文書は、「農協経営の持続性をいかに確保していくかが課題」とした。また、改正農協法には法律施行5年後（21年3月）を目途に、改革の進捗状況を検討したうえで農協制度および准組合員の事業利用に関する規制について結論を得るといいうわゆる「5年後条項」もある。このように、農協改革集中推進期間後もJAの自己改革の継続は求められており、またJAグループ自身も継続を明言している。

すなわち、JAの経営環境の悪化を背景に、19年以降、自己改革はこれまでとは異なるフェーズに入ってきたと思われる。

筆者は18年2月に自己改革の特徴と課題についてまとめた（斉藤（2018））が、新たなフェーズに入ったこのタイミングで、6つのJAと1つの地域の聞き取り調査を中心に、自己改革の成果と今後の課題について検討することとしたい。なお、自己改革は

JAグループ全体の取り組みであり、かつ農業関連以外の取り組みも含むが、本稿の分析の範囲は、単位JAの地域農業振興にかかる改革に絞ることとする。

1 自己改革の経緯

(1) 農協改革集中推進期間

まず、簡単に自己改革の経緯を振り返ってみよう（第1表）。

14年5月の規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」から実質的な農協改革の議論は始まったといえるだろう。そして、14年6月に改定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」には、「単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある」「5年間で農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう、強く要請する」と記された。また、15年8月には、農協改革を法律面から進める、改正農協法が成立し、16年4月に施行された。

これらを受けて、JAグループは15年10月の第27回JA全国大会で「創造的自己改革への挑戦」を決議し、16年度から18年度のJAグループの中期戦略は自己改革を全面に打ち出し、それに絞るものとした。「創造的自己改革」は、基本目標を「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つに置き、また、『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』の実現を組合員と徹底的に話し合い、課題と目標を共有します」と取り組みの進め方も明記した。前述のとおり

第1表 政府とJAグループの自己改革関連事項

		政府による自己改革関連事項	農協の自己改革関連事項
14年	5月	規制改革会議農業WG「農業改革に関する意見」	
	6	農林水産業・地域の活力創造プラン	
15	10		第27回JA全国大会「創造的自己改革への挑戦」を決議
16	4	改正農協法施行	
19	3		第28回JA全国大会「創造的自己改革の実践」を決議
	5	農協改革集中推進期間終了	
	6	規制改革推進会議「第5次答申」	
	8		全中「JAの自己改革に関する組合員調査」中間集計結果を公表
	9	農林水産省「農協改革の進捗状況について」および「農協の自己改革に関するアンケート調査」「組合員の事業利用調査」の結果を公表	全中会長「持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向け、具体的な取組方向を年度内に取りまとめる」ことを対外表明
	12	規制改革推進会議「重点的フォローアップ事項」を決定	
21	3	改正農協法施行後5年 政府による自己改革の実施調査状況等の調査期限	

資料 農林水産省、内閣府、全中ホームページ等

り、農林水産業・地域の活力創造プランでは、「単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置く」とされたのに対して、自己改革の範囲はそれを超えるものとなった。

各JAは、3つの基本目標と組合員との徹底的な話し合いをベースに、それぞれの自己改革に取り組んできた。

さらに、19年3月の第28回JA全国大会では「創造的自己改革の実践」として、前回大会決議の3つの基本目標へのさらなる挑戦とそれを支える「持続可能な経営基盤の確立・強化」を重点課題として、今後3年間取り組むこととした。

(2) 農協改革集中推進期間終了後

19年5月に農協改革集中推進期間は終了した。19年6月の規制改革推進会議第5次答申は、JAの自己改革に一定の進捗がみら

れたと評価しつつ、引き続き農業所得の向上、一層の資材価格引下げ、信用事業の健全な持続性等が課題とした。この答申を受け、6月に「農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す」とする「規制改革実施計画」が閣議決定された。

19年9月5日に、全中会長は記者会見で、第28回JA全国大会決議にも盛り込まれた「持続可能な経営基盤の確立・強化」について、その「確立・強化に向けた対応方向を年度内に取りまとめる」ことを表明した。

9月6日には、農林水産省は「農協改革の進捗状況について」を公表した。このなかで、「農協改革集中推進期間においてJAグループの自己改革は進展。今後も農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化しつつ、信用事業をはじめとして農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域農業を支

える農協経営の持続性をいかに確保していくかが課題。そのような課題認識に立ち、農林水産省として、引き続き、JAグループの自己改革の取組を促進」とした。また、同時に、「農協の自己改革に関するアンケート調査」「組合員の事業利用調査」の結果も公表された。

12月2日に新たな規制改革推進会議の第2回会合が開かれ、重点的フォローアップ事項等が決定された。重点的フォローアップ事項のうちJAに関しては、「JAグループの信用事業の健全な持続性を確保するため、代理店方式の活用の更なる推進等、自己改革の実施状況について確認を行う」とされた。

2 アンケート結果と統計データ にみる自己改革の成果

(1) 多様な自己改革の実践

JAの自己改革は政府の要請に応えたものではあるが、組合員とJAが考えた必要な改革を行うという性格も有する。すなわち、各JAが実践している自己改革は、15年および19年のJA全国大会決議の「創造的自己改革」がベースとなっており、前述のとおり、これは政府の要請以上に広範な内容を含んでいる。特に、多様な事業環境と組合員との対話を踏まえた各JAの自己改革の内容は多様にならざるを得ない。したがって、自己改革の成果全体をまとめて表すことは難しいが、いくつかのデータを紹介したい。

(2) アンケート結果

自己改革については、農林水産省と全中がアンケートを公表している。

まず、農林水産省「農協の自己改革に関するアンケート調査」の結果をみてみよう。販売事業と生産資材購買事業の見直しについて具体的取組みを開始したJAの割合は16年度の60%台から19年度にはそれぞれ91.4%、91.7%に達するなど、大幅に上昇し、19年度にはほぼすべてのJAで取り組んだことがわかる。一方、認定農業者等に同様の質問をした結果をみると16年度の20%台から19年度は上昇したものの、それぞれ40.4%、43.7%にとどまった。JAの回答と認定農業者の回答との間にかい離があることがわかる(第2表)。

一方、全中「『JAの自己改革に関する組合員調査』中間集計結果」は、第3表のとおり、3年前と比較した営農関連事業の改善度を聞いており、「改善した」「改善しつつある」を合計すると約60%、「もともと良い」を含めると正組合員、認定農業者ともに80%を超える回答割合となっている。3年間での営農関連事業の改善については肯定的な回答が多数を占めていると考えてよいだろう。

全体としてみれば、JA、正組合員、認定農業者はともに、JAでは自己改革の実践が進められ、営農関連事業が改善したと判断していることが読み取れる。

(3) 統計データ

統計データによって、自己改革の成果を

第2表 農協の自己改革に関するアンケート調査結果

(単位 %)

	回答者	16年度	17	18	19
農産物販売事業の見直しについて、「具体的取組を開始した(又はこれまでの取組みを強化した)」	総合農協	68.0	87.7	93.8	91.4
	認定農業者等	25.6	32.2	38.3	40.4
生産資材購買事業の見直しについて、「具体的取組を開始した(又はこれまでの取組みを強化した)」	総合農協	65.5	88.3	93.6	91.7
	認定農業者等	24.0	34.1	42.1	43.7
農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、「組合員と徹底した話し合いを進めている(又はこれまで行ってきた話し合いを強化した)」	総合農協	48.9	76.6	90.2	86.3
	認定農業者等	21.9	30.6	35.2	38.1

資料 農林水産省「農協の自己改革に関するアンケート調査」

(注) 1 認定農業者等に対する調査は、認定農業者を基本として都道府県が選定したものが対象。

2 19年度の回答者数は総合農協は626、認定農業者等は1万7,977。

第3表 営農関連事業の改善度(3年前との比較)

(単位 %)

	回答者	もともと良い	改善した	改善しつつある	悪化しつつある	悪化した	もともと良くない
営農指導事業	正組合員	23.9	19.6	40.1	11.7	2.5	2.2
	うち認定農業者	22.8	19.2	40.9	12.0	2.7	2.4
農畜産物販売事業	正組合員	21.5	20.3	42.4	11.3	2.1	2.4
	うち認定農業者	20.4	20.2	43.0	11.4	2.4	2.6
生産資材購買事業	正組合員	24.1	18.9	41.0	11.1	2.3	2.7
	うち認定農業者	20.8	18.9	42.9	11.5	2.5	3.4

資料 全中「『JAの自己改革に関する組合員調査』中間集計結果(詳細版)」

(注) 1 調査期間は18年12月～19年12月だが、うち19年5月末までに提出された原票を集計。

2 正組合員の有効回答件数は181万5,276、認定農業者は28万2,217。

読み取ることできる。

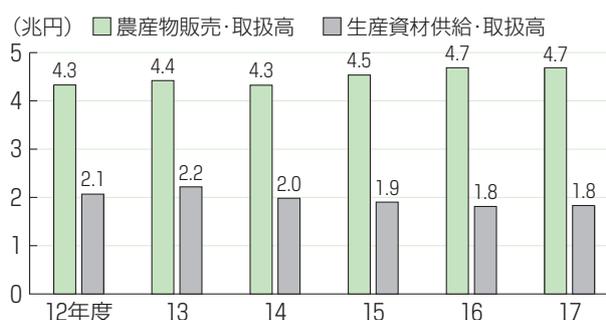
農林水産省「総合農協統計表」によれば、創造的自己改革をJA全国大会で決議した前年の14年度に比べ17年度は、JAの農産物販売・取扱高は8.3%増加、一方生産資材供給・取扱高は7.7%減少した。これらは有利販売も含めた販売価格の上昇と生産資材価格引下げや適性施肥などによる生産資材の供給数量の減少を反映したものと考えられ、JAと取引した農業者にとっては収入が増加、費用が減少しているため、所得増加に寄与したと考えられる(第1図)。

しかし、この間、JAの農業関連事業の事業利益の赤字幅は2.5%拡大しており、生産

資材供給・取扱高の減少がその主因となっていると考えられる。

また、14年から18年にかけて、わが国の農業生産所得と農業総産出額はそれぞれ23.1%増、8.3%増と増加した。創造的自己

第1図 JAの農産物販売・取扱高と生産資材供給・取扱高



資料 農林水産省「総合農協統計表」

第2図 農業総産出額の変動要因(2014~18年)



資料 農林水産省「生産農業所得統計」「農産物価統計調査」
 (注) 農業総産出額の増減率を農産物価格指数の変動とそれ以外に分解し、前者を価格要因、後者を数量要因とした。

改革の3つの基本目標のうち、農業者の所得増大と農業生産の拡大という目標にかなう結果となった。

ただし、農業総産出額の増加率8.3%を価格要因と数量要因に分解すると、第2図のとおり、価格要因が+17.7%押し上げる一方、数量要因は△8.0%押し下げるといった結果となった。主な品目のすべてで価格要因がプラスとなり、一方、数量要因は米を除いてマイナスとなった。JAの有利販売による価格上昇だけでなく、高齢化や後継者不足、天候不順などによる生産基盤のぜい弱化から生産数量が減少し、需給のひっ迫が農産物価格の押し上げ要因となったことが示唆される。

この間、農産物輸入は増加しており、18年の食料自給率は前年から1ポイント低下し、米の大凶作だった1993年と同じ37%という史上最低の水準となった。

3 6 JAと1 地域の事例

(1) 6 JAと1 地域の特徴

次に具体的なJAの自己改革の実践と成

果、そして今後の課題についてみていきたい。

以下は、6つのJAと1 地域を筆者が訪問し、自己改革の取組み、成果、今後の課題を中心に聞き取り調査を行った結果をまとめたものである。

これらのJAは、自己改革にしっかりと取り組んできたという共通点を持つとともに、異なる類型であることを意識して、聞き取り調査の対象とした。

まず、農村部のJAか都市部のJAかということでは、JAはが野、JA鹿児島もつき、JAいわて花巻は農村部のJA、JA横浜とJAぎふは、都市部のJAといえるだろう。当研究所のJAの地域区分では、JAはが野、JA鹿児島もつき、JAいわて花巻は都市的農村、JA横浜は特定市、JAぎふは中核都市である。

このうち農村部のJAを管内の主な営農類型で分類すると、JAはが野は園芸が中心、JA鹿児島もつきは畜産が中心、JAいわて花巻は水田農業が中心である。

また、JA山口県は1 県1 JAへの合併、福島県は原発・東日本大震災からの早期の復興のために広域合併をした地域であり、自己改革と同じ時期に広域合併をしたことに注目して、対象とした。

(2) JAはが野 (栃木県)

a JAの概要

JAはが野は1997年に6 JAが合併して設立された。18年度末の組合員は2万人(うち正組合員1.6万人)、貯金残高1,925億円、販

売取扱高250億円で、19年産（18年10月～19年6月）のいちごの販売取扱高は101億円であった。栃木県は日本一のいちご生産量を誇るが、その40%を占めるのがJAはが野である。

b 合併後に継続して改革を実施

合併後、営農経済事業の改革を継続的に行ってきた。

まず、旧JAごとの生産部会の統一に取り組み、合併翌年の98年から、いちごの順に部会を統一、現在ではほぼすべての品目で統一されている。生産部会は共選共販で、部会統一によって品質は高まり、かつ「JAはが野ブランド」の形成も可能になった。

いちごについては、32あった取引市場を高い価格をつける市場に絞り、現在、指定市場は5社である。その結果、1市場にJAはが野が出荷するいちごのロットは大きくなり、かつ部会統一によって品質が高いことから、市場でより高い評価を受けることとなった。

04年からは管内4か所でパッケージセンターを稼働させ、いちご、なす、タマネギ、アスパラガスなどを取り扱っている。生産者に代わり、ニーズに対応した多様な商品形態でパッキングし出荷することで、量販店の多様な要求への対応が可能になり、また選果基準が一定で品質が安定していることも手伝って、有利販売につながっている。それとともに、生産者の労力を軽減することで、農家の栽培面積の増加や新規就農者

の確保にもつながっている。

また7か所あった集出荷場は4か所に集約した。ただし、廃止した集出荷場に組合員が農産物を持ち込めば、JA負担で現集出荷場まで転送することとして、組合員の負担増を防いでいる。

c 自己改革の取組みと成果

—生産資材価格の引下げにより数量は増加—

16～18年度のJAの3か年計画はテーマを「創造的自己改革への挑戦3か年計画」、サブテーマを「農業者の所得増大と地域の活性化に全力をつくす」として、多様な取組みを実施してきた。

このうち、生産資材価格の低減については、全農との共同協議、近隣店舗の市況調査（月2回以上）、予約取りまとめ等により、価格抑制に努めた。また、化成肥料価格を期間限定で大幅な引下げを行った。これらの取組みにより系統外を利用していた経営体もJAから購入するようになり、生産資材の販売数量は全体として増加した。

また、17年度には、農産物販売力強化のため、本店営農部に業務を販売に特化した販売営業グループ7名を配置し、市場やスーパー等販売先との価格交渉・値決め販売を強化し、直販事業の拡大や販売単価向上による生産者所得の増大に努めた。

上記の改革の結果、高齢化によるいちご生産者の減少にもかかわらず、いちごの販売金額は増加を続け、19年産は前述のとおり目標の100億円を達成した。

d 今後の課題

—施設の集約化—

19年度からの3か年計画は「創造的自己改革の実践3か年計画～組合員とともに農業・地域の未来を拓く～」とし、①持続可能な農業の実現に向け「農業者の所得拡大」に取り組み、「農業生産の拡大」に寄与する、②豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献する、③厳しい経営環境に対応し、健全な経営・財務基盤の強化に努めるという3点を基本方針としている。

このうち3番目の点については、働き方改革により今後は年率3%の最低賃金上昇が見込まれること、農業関連施設の修繕費やシステムの多額な更新コストも考慮すれば、施設の一層の集約が必要と考えられており、検討を始めている。

(3) JA鹿児島きもつき（鹿児島県）

a JAの概要

JA鹿児島きもつきは、鹿児島県南東部の鹿屋市など2市4町を管内とする。管内は畜産の大産地であるとともに、地域ごとにカンショなどの特産物もある。18年度の組合員は15万人（うち正組合員8千人）、貯金残高は1,025億円、販売取扱高は291億円である。販売取扱高の7割は畜産物が占め、その過半は子牛である。17年の第11回全国和牛能力共進会で鹿児島黒牛は日本一になったが、鹿児島県代表30頭のうち13頭が管内から出品された。

b 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けて

生産者が高齢化し、過疎も進む事業環境において、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けて、JAは地域農業の生産継続を支える多様な事業を行い、また、農産物・産地に付加価値をつける事業に取り組んできた。

生産基盤を支える事業として、JAは直接農業生産にも関わっている。09年に、繁殖経営農家が減少するなか肉用繁殖牛産地の維持を目的に、JAは子会社として大規模繁殖経営のきもつき大地ファーム（株）を設立した。また、18年には（株）きもつき豚豚ファームを設立した。養豚生産基盤の維持・拡大を図るため、遊休施設を取得し、就農希望者を雇用して将来の後継者の育成に取り組んでいる。

付加価値をつける取組みの例としては、ブランド化がある。ピーマンや鹿児島黒牛などは県のかごしまブランド産地に指定されている。17年12月には肝付町・南大隅町の「辺塚だいたい」がGI（地理的表示保護制度）登録を獲得した。また、19年にラーメン店「麺屋きもつき」が開店した。SS（ガソリンスタンド）のあったJAの敷地にSSの元職員がスタッフとなって、スープもチャーシューも手作りして提供している。チャーシューは、特産の茶を飼料とした、これも特産の茶美豚（チャーミートン）である。20年には農家レストランを併設したJA農畜産物直売所がオープンする予定である。

加えて、自己改革として、販促活動の強

化・販路拡大としてエコープ近畿でのJA鹿兒島きもつきフェア、生産資材コスト抑制対策として乾牧草の大量入荷による価格引下げなどを実施、成果を上げている。

c 経営改革

—「No.1きもつき起こそうイノベーション」

「チームきもつき」—

農協改革集中推進期間と同じ時期、15年から当JAが取り組んだのが経営改革である。

「No.1きもつき起こそうイノベーション」と「チームきもつき」という言葉を掲げ、一人一人が大事にされ、職員がやる気を持って取り組めるJAをめざして改革を進めている。職員のやる気が組合員に伝われば、組合員もやる気を持って、農業、地域に取り組めると考えた。

いろいろな分野でNo.1をめざし、そのためにイノベーションを起こす。それが「No.1きもつき起こそうイノベーション」。そのためには個々の力だけではなく、個々の力をチームの力に発展させることが必要。それが「チームきもつき」である。

具体的に取り組んだのは、①組合長が組合員と職員にメッセージを発信し続けること、②若い職員を巻き込んで様々なプロジェクトを作り続けることであった。プロジェクトから①「灯台手帳」というJA役職員専用の手帳、②運動会の再開、③通常総代会盛り上げ大作戦④全国和牛能力共進会大作戦などが次々生まれた。

「通常総代会盛り上げ大作戦」は、総代会の入口にJA事業紹介のポスターやGI登録

農産物などを展示、JAの取組みの動画を放映し、おみやげに地元食材によるきもつき丸ごと弁当を渡して、総代会に出席した組合員をもてなした。「全国和牛能力共進会大作戦」では、職員が万羽鶴を折り、支援金創出のためのポロシャツ販売も行った。

また、人づくりのため、処遇見直し、教育研修制度の充実、役職定年の引上げなども実施した。

こうした「チームきもつき」としてのチーム力の向上が、辺塚だいだいのGI認証や全国和牛能力共進会優勝にもつながっており、自己改革の実践にも寄与しているとみられる。

d 今後の課題

—ネクスト10—

18年度の総代会では今後10年間の事業計画「ネクスト10（10年構想）」を提案、承認された。そこは、肉用牛生産地日本一、県内系統養豚シェア50%、日本一の施設園芸地域など農業分野での構想とともに、JAの各部門の10年後に向けた目標やその道程が描かれている。10年間を見える化することにより、組合員・地域が結集しやすくなることをねらい、またその実現のためには、様々な垣根を越えて、大胆に業務連携（協同組合間・JA間・会社間）を進めることも必要と考えられている。

(4) JAいわて花巻（岩手県）

a JAの概要

JAいわて花巻は08年の合併により、岩手

県の西から東にわたる34万haを管内とし、組合員数4万人を有する広域JAとなった。管内の耕作面積3万haのうち田が2万4千haを占める水田農業地帯である。

b 農家組合・支店を核に組合員が結集

当JAでは、JAの基礎組織である農家組合がしっかりと機能して、地域での組合員同士、JAと組合員との話し合いが可能となっているため、集落営農ビジョンの作成、農地の集約化、3,000トン級の米穀乾燥貯蔵施設の建設などについて、全国でも先進的に取り組んできた。

支店は、農家組合など組合員組織の協同組合運動の拠点であり、また、ふれあいプランが支店ごとに行われ、支店協同活動や夏祭り、スポーツ大会など組合員のJAへの結集軸となってきた。

c 自己改革の取組みと成果

—生産資材価格の低減と園芸振興—

16～18年度の中期経営計画は、農業者の所得増大と農業生産の拡大を最重点目標に掲げた。農業者の所得増大に向けては、全地域での水稲穂いもち防除剤の統一や水稲基肥の成分変更によって、生産資材コストの低減・省力化に取り組み、10aあたりそれぞれ11%、17～23%の価格引下げ目標を達成した。

また農業生産の拡大に向けた柱として、園芸振興を掲げ、収益性の高いアスパラガスの作付けを推進、取組み組織数は16年度の38組織から17年度は50組織に拡大した。

担い手支援アドバイザーはこれまでも認定農業者、集落営農組織、農業法人などの担い手を訪問していたが、16年度からは自己改革の一環としてこれを強化、JAとの関係を深めるべき重点先を選定し目標訪問回数を設定した。17年度からはJA岩手県中央会の「声を聴く運動」と合流して、将来ビジョンや課題等を収集し、それに対する回答や改善提案を行うことも目標とした。

d 今後の課題

—支店再編—

19～21年度の中期経営計画は、引き続き「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」を最重点目標とするとともに、「自己改革の実践を支える持続的な経営基盤の確立・強化」も基本目標とし、そのなかには、20年3月の支店再編の実施が盛り込まれている。

減損会計の適用もあり経営収支の悪化が見込まれたことから、中期経営計画に先行して、18年9月から支店再編について検討を始めた。まず、1店舗の資金量500億円を基準に28店舗を10店舗とする案について19年1月まで理事会で検討したが時期尚早であり、資金量基準を見直した。

そこで、資金量100億円を基準とした支店再編案(17支店)を作成、店舗内店舗方式(複数の店舗を基幹店舗内で集約営業する方式)を採用した。また、廃止店舗にふれあい係を1名配置し、組合員組織の拠点としての機能も維持することとした。廃止店舗では、経済活動はしないが支店協同活動やふれあいプランの開催、また移動金融店舗

の導入をすることなど、廃止予定の店舗で複数回の会合を開催し、組合長も参加して丁寧な説明を行い、理解を深めていった。

これらの結果、19年5月の総代会では支店再編案への反対意見はなく、原案どおり決定された。今後は支店再編後の細やかな運営体制の構築が課題となっている。

(5) JAぎふ（岐阜県）

a JAの概要

JAぎふは08年に岐阜県の6JAが合併して設立され、岐阜市など6市3町が事業区域である。15年の管内の経営耕地総面積5,810haのうち田が4,160haを占める。19年3月現在の組合員は10万人（正組合員4万人）、貯金残高1兆円の大規模JAである。

b 積極的な自己改革への挑戦

16～18年度の第3次中期経営計画のテーマは「積極的な自己改革への挑戦」、サブテーマは「地域に必要とされるJAであるためにトリプル1を実現する」である。

自己改革の目標は「トリプル1」、すなわち、①販売品販売高100億円、②新規就農者100名（JAでの販売高年間50万円以上）、③貯金残高1兆円という、職員にも組合員にもわかりやすいものとした。

その実績をみると、17年度の販売品販売高は101.3億円と目標を上回ったが、18年度は自然災害の影響もあり未達であった。新規就農者は3年間で140名、貯金残高は18年度末1兆160億円と目標を達成した。

組合員からの期待が大きい生産資材価格

の低減については、市場価格調査や全農を含めた仕入れ先との価格交渉、物流体制の見直し等により、価格引下げを実現した。たとえば、予約の水稲用農薬は量販店と比較し全品目で最安値である。

自己改革のなかで最も注力したのが、准組合員を含めた組合員訪問活動である。16年度に3回、全職員が、同じ訪問先には同じ担当者で訪問を実施した。自己改革の内容を伝え、組合員に理解してもらうことが目的である。組合員訪問の前には職員の勉強会を2回開催し、その意識と知識を統一した。職員一人あたり平均100戸を担当して、組合員10万人のうち8万2千人の訪問が実現した。訪問先からは訪問を歓迎され、組合員が喜んでくれたことで職員の意識は変わった。

これに先行して、16年7月から管内の認定農業者等約320名を対象に、JAの常勤役員5名が支店長とともに16年度3回、17年度1回訪問した。認定農業者からは役員がきてくれたことを喜ばれ、JAとの距離は縮まった。幅広い意見の収集と事業への反映が行われた。農業融資の融資先数増加にもその効果がみられる。また、認定農業者等との意見交換会も16年度から年1回開催するようになった。

これらの実践を支えるものとして、第3次中期経営計画では組合員に対するアンケートを計4回実施し、第1回は期待値、2～4回は満足度を調査、組合員の期待とともに進捗状況を把握したことがあげられよう。

また、全部署の職員が自己改革に目標意識を持って主体的に取り組むため、自己改革に向けて職場で取り組む目標が設定され、その目標を各職員も分担することとした。

c 今後の課題

—「組合員のため」から「組合員とともに」に—

19～21年度の中期経営計画は、テーマを「すべては組合員とともに」とした。このテーマの意義は、組合員の相談にのり、総合事業を通じて解決し、組合員のためという上から目線ではなく、組合員とともに「豊かで暮らしやすい地域社会」をめざすというものである。農業所得の増大や地域活性化への取組みは継続するが、やらされる改革ではなく、本来の自己改革として、組合員と同じ目線ですべてに取り組むこととした。

また、信用事業の収支悪化に対応した取組みとして、すでに中期経営計画で支店再編整備計画を策定しており、貯貸率の引上げにも取り組む。また、営農改革として、カントリーエレベーターやライスセンターの集約・再編や利用料金の引上げもすでに実施しており、農業関連事業利益の黒字化をめざしている。

(6) JA横浜（神奈川県）

a JAの概要

JA横浜は神奈川県のある県庁所在地横浜市を管内とする。18年度の組合員6万9千（うち正組合員1万2千）、貯金残高1兆7千億

円、販売取扱高30億円である。横浜市は人口370万人の大都市だが、市の面積の7%を占める3,000haの農地で多様な農産物が生産され、市の農産物産出額は100億円である。

b 地域農業振興計画「Foodで風土」

05年に、JA横浜は、よき農業がよき地域を作り、農業が地域を守るという意味の「Foodで風土」をテーマとした「地域農業振興計画」を策定した。これに沿って、幅広い担い手の育成や消費者に密着した販売ルートの拡大に取り組むとともに、正組合員による営農ヘルパーや准組合員等の援農ボランティアなどが、高齢農家などの営農継続を支援するアグリサポート事業にも取り組んできた。

c JA横浜自己改革実施計画

自己改革にあたって、JA横浜は「JA横浜自己改革実施計画」を作成し、16年から、自己改革のテーマである農業所得増大に向けて、営農支援を強化した。

より積極的な営農支援のため、地区営農経済センターに営農インストラクター（TACに相当）を12名配置、担い手への個別訪問を実施した。また、営農技術顧問と営農インストラクターで毎月1回研修会を開催した。

生産資材価格引下げについては、仕入れチャンネルの多様化（系統外仕入れや相見積もりの実施等）、取引形態による奨励施策の充実（担い手メリット、自己取りメリット、取引奨励等）などを実施して、重点品目を廉価で提供した。その結果、これまでJA以外

から購入していた農業者がJAから購入するようになったケースもある。

販売力向上対策として、外資系業務スーパーへの農産物供給などを行い、6次産業化等新規分野への取組みとしては、加工品研修会の開催などに取り組んできた。

さらに、自己改革のために、横浜農業強化対策積立金2億円を積んで、担い手育成支援等に活用している。

d 自己改革の成果

農業者である組合員からはJA横浜の自己改革、なかでも資材価格の低下が評価されている。ただし、生産資材価格の引下げは不採算部門である営農経済部門の利益を削って実施している面もある。

JAにとって、自己改革は、信用・共済に偏った事業運営を見直す良いきっかけとなった。担い手を訪問することで、JAが何を求められているのかを把握することができ、担い手が起点となる農業・地域を意識することができたと受け止めている。

e 今後の課題

—みんながHAPPY!やるJAん横浜!—

信用事業収支の悪化が見込まれるなか、県信連が示す新たな奨励金施策に基づく長期シミュレーションや、今後の支店再編等を考え、支店ごとの労働時間や生産性のデータに基づく分析を実施した段階である。投信や共済、遺言信託などの相談業務などの強化も課題とし、JAグループ全体の課題である「持続可能なJA経営基盤の確立・強

化」について早急に取り組む必要があると考えている。

厳しい環境への対応が求められる、19～21年度の3か年計画策定にあたっては、組合長からの諮問を受け、本支店から中堅職員が集まってプロジェクトチームが組成された。6か月にわたり仮説と検証を繰り返したのち、ベンチマークとなる企業等を訪問してヒヤリングを行ったうえで、300頁に及ぶ報告書を作成、組合長に答申を行った。

そこで提案された共有ビジョン「みんながHAPPY!やるJAん横浜!」はそのまま新総合3か年計画の共有ビジョンとなり、そのバッジをすべての役職員が胸につけている。「HAPPY」には役員の行動指針となる5つのキーワード、Heart（心・意思）、Aggressive（積極的行動）、Partner（共有・協力・連携）、Profit（利益）、Yokohama（地域）が組み込まれ、また「やるJAん横浜」には、組合員や地域から「さすがJA横浜!」といわれる組織をめざす思いが込められている。

(7) JA山口県（山口県）

a JAの概要

JA山口県は、19年4月に山口県内12JAが合併し設立された。19年9月末の組合員数22万人、貯金残高1兆2千億円、長期共済保有高4兆3千億円、販売品取扱高109億円（19年度上半期）の県1JAである。山口県は本州の西端にあり、中山間地域が県の7割を占める。米など多様な農産物が生産されているが、農家の経営規模は総じて零

細で、兼業化、高齢化が進行している。

b 自己改革の位置づけ

合併前にも県内の各JAがそれぞれ自己改革を進めてきたが、JA山口県の誕生はJAグループ山口としての自己改革の成果の一つであり、合併は自己改革を更に推し進めるための手段と考えられている。

c 県1JA実現への歩み

合併前、山口県のJA全体の事業量は貯金を除き減少傾向にあつて、事業管理費比率は高水準で推移し、事業管理費削減による事業利益確保の限界が感じられる状況にあつた。12年の第38回JA山口県大会決議実践推進セミナーでは、3JAのみが黒字という10年後の収支シミュレーションが示された。

こうした情勢認識のもと、12年の第38回JA山口県大会は、今後3か年を「経営体質強化期間」と位置づけ、①支所機能等の再編・強化および、②県域の組織整備を検討することとした。さらに15年3月に山口県中央会理事会は県域合併構想策定に向けた基本的考え方「県域1JAを目指す県域合併構想の策定・実践を進めること（前提として各JAで1支所あたり貯金量100億円以上の達成に努めること）」を整理した。これを受けた支所再編により、13年に179あった店舗は18年度末には107店舗に減少、平均貯金量は約70億円から117億円に増加し、県域合併構想の前提は整えられていった。

そして、15年11月の第39回JA山口県大会で、自己改革の実践を支えるための「県下

1JA構想」の策定・実践を決議、17年11月に県下全JAの臨時総代会では98.3%の賛成率で合併が承認され、19年4月にJA山口県が発足した。

d 今後の課題

—スケールメリットを生かし改革

実現へ—

合併前の18年11月の第40回JA山口県大会決議は、県JAの中長期経営計画の骨格となった。そこには4つの重点事項、①農業を守る、伝える、②地域を守る、伝える、③協同組合力を高める、④県民理解を深める、が掲げられた。このうち、①と②が自己改革である。

JA山口県は、これらの実践に向け各種プロジェクトを組成しており、最重点項目である「①農業を守る、伝える」については、県下1JAのメリットを生かした成長・効率化戦略として、23年の県農業算出額を700億円以上、JA販売取扱高300億円以上をめざすこととした。生産の拡大に向けて、①販売拡大推進課を設置して多様な販路の拡大や広域での出荷を調整、②作付けの拡大や家畜の増頭などに支援金を支払うJA山口県独自の生産拡大支援制度、③営農指導関係職員を271人から300人体制とし、うち30人を専門性の高い専門営農指導員とするなど営農指導体制を整備、④農産物の集出荷施設など共同利用施設の再編と広域利用による産地間連携の強化やロット拡大による有利販売、などが検討されている。

また、水稻やタマネギ、キャベツなどの

栽培歴の統一による、肥料・農薬の銘柄の集約と事前予約に集結することによって、生産資材価格引下げに取り組む。生産資材購買の物流は全農物流に委託し、県域・ブロック域での効率的な物流体制を構築する。さらに、他県JAとの広域連携によるスケールメリットの発揮についても検討している。

(8) JAグループ福島（福島県）

a JAグループ福島復興ビジョン

JAグループ福島は、11年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故をうけ、12年1月に「JAグループ福島復興ビジョン」を策定し、その実現に取り組んできた。そのめざす姿は、①安心して農業に勤しんでいる、②農畜産物「福島ブランド」がトップブランドとして確立している、③多様な担い手のもと、農業生産が回復、拡大している、などからなる。

b 自己改革の位置づけ

15年11月の第39回JA福島県大会ではこの「JAグループ福島復興ビジョンの目指す姿」の実現と「JAグループの自己改革の基本目標（農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化）」の実践による「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」の実現をめざすこととした。そして、16年3月に発足する新生4JAが合併事業計画を着実に実践する、中央会・連合会がJAの取り組みを徹底して支援するとした。

震災と原発事故からの早期復興を使命として17JAが4JAとなる広域合併が行われ、

その新生JAによる合併事業計画の実践がすなわち自己改革であり、また、その取り組みが復興を実現するという構図である。

c 自己改革の成果

福島県における自己改革の成果の一端を示すと、まず、担い手支援としては、5JAで90名の担い手支援担当者を設置、対象者を選定し訪問活動を展開している。また、販売事業強化として、米の買取販売や複数年契約、実需者への直接販売、6次化商品の開発や輸出に取り組んだ。これらの結果、18年の県全体のJAの販売品販売高は合併前より6.4%増加した。生産コスト低減対策として、仕入れ方法の見直し、オリジナル肥料の開発などにより、生産資材価格の引下げも行っている。

JAふくしま未来では、農産物の販売単価を2%高くし、生産コストを5%下げることによって農業者所得10%増をめざす「みらいろテン! 2・5・10運動」に取り組み、成果を上げている。例をあげると、生産資材コスト削減のため、合併後全14品目のオリジナル肥料を開発、銘柄集約等により15%の価格引下げを実現した。また、JA独自の農業支援策として、毎年約4億円を農業振興支援事業とし、パイプハウスなどの導入費用を助成している。事業を活用した農家1,368戸のうち67%の農家で18年度の販売額が前年を上回り、59%の農家は販売額が20%以上増加した。

d 今後の課題

—震災・原発事故前の農業産出額を 目標に—

18年11月の第40回JA福島県大会決議は、19年度から21年度の3か年に、「組合員の積極的な参加による福島県農業と地域を守る未来のJAづくり」を進めるため、「地域農業振興戦略」「組織基盤強化戦略」「経営基盤強化戦略」の3つの基本戦略に基づく「創造的自己改革」に継続的に取り組むこととした。

このうち、地域農業振興戦略では、農業従事者数の減少と大震災・原発事故の影響から農業生産力が低下している県農業の現状を踏まえ、JAが取り組む重要課題として、①福島県農業を支える多様な担い手の育成・支援、②農業所得増大に向けた総合事業の展開とGAP推進、③被災地域の営農再開支援と原発事故に伴う万全な補償対策、④「食」「農」「JA」にかかる県民理解醸成の取り組みを掲げた。そして、これらによる3年後の目標を「農業産出額を大震災・原発事故前の水準まで回復（10年の2,330億円）」とした。

このように改革に継続的に取り組むためにも、対話によってプロデュースし、コーディネートし、オルグする職員力の強化が必要であり、また持続可能な経営基盤の確立・強化が課題と考えられている。

4 成果と課題について考える

(1) 自己改革の成果

a 政府から求められた自己改革の成果

「農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置き事業運営を行う」という政府から求められた自己改革について、規制改革推進会議も農林水産省も認めているが、JAでは一定の成果をあげることができたといってよい。このことは第2節のアンケート調査や第3節で紹介した事例からも、読み取ることができる。

その成果を整理すれば、第1に、JAの行動に表れた成果であり、農林水産省調査によれば、「販売事業の見直し」「生産資材購買事業の見直し」「組合員との徹底的な話し合い」を19年には9割のJAが実施した。

事例で紹介したどのJAも、直接販売や生産資材価格の引下げなどの販売事業や生産資材購買事業の改革に取り組んできた。

第2は、そのJAの行動についての組合員の認識である。農林水産省調査では19年の時点で4割の認定農業者がこれらのJAの行動を認識しており、また3年前に比べその割合は高まった。

JAいわて花巻をはじめ、JAは認定農業者を含む組合員への訪問を行い、また様々な会議や情報誌において、自己改革を説明し、意見交換を行い、組合員に認識してもらう努力を重ねている。

第3は、JAが行動した結果についての組合員の評価である。全中調査では、正組合

員と認定農業者のそれぞれ6割が、販売事業と生産資材購買事業は3年前に比較してそれぞれ「改善した」または「改善しつつある」と回答した。

特に、生産資材価格の引下げを、多くのJAが実施しており、それが組合員や認定農業者に評価されている。生産資材価格の引下げは、①近隣店舗の価格調査、②銘柄集約、③予約の拡大、④全農との協議、⑤入札の実施、⑥物流体制の整備など様々な取り組みの成果である。

JAはが野は、JAの生産資材価格の優位性についての組合員へのPRや期間限定の目玉商品を販売するなど、これまでの販売スタイルを若干変えることで、JA以外から購入していた組合員の目も引き付け、JAからの購入に転換することに成功している。

b 創造的改革の成果

加えて、政府から求められた自己改革を超えた、JAグループとしての創造的改革の成果も確認できる。

第1に、創造的自己改革の目標の達成である。創造的自己改革の重点目標である「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」、共通目標である「販売品取扱高の拡大」も、それぞれ統計データによって確認できた。また、JAふくしま未来では農業支援事業を活用した農家の多くで販売額が増加しており、福島県のJA全体でも販売品取扱高は増加している。

第2に、組合員と役職員の意識改革であり、その関係性の変化である。自己改革を

伝え、意見交換をするために、JAの役職員が、認定農業者を含む組合員を訪問したことを多くの組合員が歓迎した。組合員にとって、JAを理解し、より身近に感じられる機会になったのではないだろうか。また、組合員の声を直接聞いたことや組合員に歓迎されたことは職員の意識を変えた。組合員の声を直接聞き、それに対応するという、JAにとってはあたりまえのことが、より意識的に行われるようになった。そのことがJA経営における農業振興の位置づけを高めるよい機会となったという意見も聞かれた。

第3は、厳しい環境のなかで、自己改革はJAが必要な改革を進める推進力となっていることである。JA山口県では、県1JAへの合併を自己改革の一つの成果とするとともに、合併が今後も自己改革を進める手段と位置づけている。JAグループ福島では、震災・原発災害からの早期の復興のために広域合併を行ったが、その合併JAの実践がすなわち自己改革であり、自己改革で復興を実現するとしている。広域合併が自己改革の推進力となることも、2つの事例からは読み取れる。

(2) 成果につながった要因

このように、政府から求められた自己改革、そしてその範囲を超えて創造的自己改革が成果を上げた要因は何か。

第1に、JAが冷静な状況認識に基づき、自己改革に積極的に取り組んだことである。すなわち、JAには自己改革という課題が政府から課せられたうえに、自己改革の取組

みと進捗状況は、農林水産省の監督事項であり、規制改革推進会議のフォローアップ事項でもあり、さらに、改正農協法の5年後見直し条項がある。これらの状況を認識し、行動した。

第2に、政府から求められた有利販売や生産資材の有利調達、農家にとってもJAにとってもJAの当然の取組みと受け止められ、否定すべきものではないという改革の正当性である。

第3に、2回のJA全国大会決議のテーマとなった「創造的自己改革」は、政府から求められた自己改革を超えて、広範な内容を包含し、かつ自由度が高く、柔軟だったことである。「第27回JA全国大会決議」には、「『創造的自己改革』とは、組合員の願いを実現するため、各々のJAが多様な農業・地域の実態に応じて、自らの創意工夫に基づく積極的かつ多彩な事業と組織活動を展開し、地域の農業とくらしになくならない組織となることをめざす改革」と定義されている。

第4に、自己改革が協同組合としてのアイデンティティを強める性格を持ったことである。組合員との対話は、政府からも求められ、また、創造的改革とは、JAと組合員が話し合って必要な改革を創り上げるものであった。組合員に説明し、組合員の意見を聞いたことで、改革の幅は広がり、真に必要なことをする改革となった。

第3、第4の要因によって、上から押し付けられた改革にJAは対応するだけでなく、組合員と地域農業に必要な改革を行う

ことになり、かつJAの自発的な力を発揮することが可能になったのではないかと考えられる。

そして、それは、さらに次の改革のためのステップとなると考えられる。JAぎふの19～21年度の「中期経営計画」は「すべては組合員とともに」をメインテーマに、組合員・利用者からのすべての相談に乗り、解決することとした。組合員のためにという上から目線ではなく、組合員目線ですべてに取り組む。これまでの自己改革における職員による全戸訪問の経験が、相談業務の強化とそれによる事業拡大という、次世代の戦略であり、かつ協同組合の本来あるべき戦略につながっているのではないだろうか。

(3) 今後の課題

a 持続的経営の確立

超低金利の継続のなか、信用事業収支の悪化が懸念される状況において、「持続可能な経営基盤の確立・強化」が自己改革を支えるためにも必須として、自己改革の目標に加わった。特に、そのために早急に取り組むべき課題が、支店の再編と農業関連事業収支の改善である。

すでに、支店再編への取組みを開始しているJAいわて花巻では、組合員への丁寧な説明と話し合いと、組合員の意向を反映した案への修正によって、支店再編案は総代会において全員一致で決定することができた。

また、JAはが野は、合併後、生産部会を統一するとともに7か所あった集出荷場を

4か所に集約した。廃止した集出荷場は残し、そこに農家が運んでくればJAが転送することとして、農家の利便性を確保した。それでも稼働施設が絞られたことでJAの person 費、施設の修繕費やシステム更新コストの節減は可能になった。今後についても、最低賃金引上げによる person 費上昇やシステム更新コストの負担等に対応するためには、一層の施設の集約が必要と考えられており、すでに検討が始まっている。

b 地域農業の課題に取り組む

政府から求められた自己改革は、JAの農業振興支援の一部にすぎない。JAに一般的に不足している部分であったから当然かもしれないが、特にJA離れが懸念される大規模農家や法人（象徴的に認定農業者）をターゲットに、JAは何ができるかが問われた。農産物の直接販売や生産資材の有利調達は、まさに、大規模農家や法人が自ら、あるいはJA以外の企業を利用して行っていることである。

したがって、認定農業者等がJAを評価して、JAとの取引を拡大した事実は重要であり、またJAの事業運営にとって画期的といっていよう。

一方、今回調査した農村部のJAにおける地域農業振興における重要な課題は、①産地の育成・強化、②農家の高齢化と農業労働力不足への対応と考えられる。

これに対して、JAはが野では、①生産部会の統一や取引市場の絞り込みなどによって産地への高い評価を獲得すること、②パ

ッケージセンターにより有利販売を可能にするとともに農家の労働力軽減化を図ることに、継続して取り組んできた。その結果が、自己改革期間における販売高増加となって表れている。JA鹿児島きもつきでのJA子会社による肉牛繁殖経営や6次化への取組み、またJAいわて花巻の農地の集約化などは、長期的なビジョンや長年の組合員との信頼関係をベースとした取組みといえる。地域農業の課題に各JAが長期的な視点から取り組んでいることが改めて確認できた。

第2節で統計によって確認したとおり、日本全体でも、高齢化や後継者不足、天候不順などによって農業生産基盤がぜい弱化し生産数量が減少しており、食料自給率は史上最低の水準に低下している。今後、一層の農産物輸入圧力が予想されるなか、生産基盤強化への取組みの必要性は増しているが、一部の担い手強化だけでは国全体の農業生産や食料自給率の維持・改善は難しい。兼業農家も含め多様な担い手および地域を支えること、また、長期的視点での取組みが引き続きJAには求められている。

c 人材の育成と活用

—若者が考えるソリューション—

聞き取り調査において、今後の課題として人づくりをあげたJAは多かった。

JA鹿児島きもつきは、15年以降、職員がいきいき働くJAをめざして様々な改革を行っており、また、様々なプロジェクトを若手や中堅職員が担っている。JA横浜では、中期経営計画に関する組合長からの諮問を

受け、中堅職員によるプロジェクトチームがJAのあり方、課題に向けたソリューションを報告書にまとめている。

若手・中堅職員がJAの今後を考えることが人材育成にも、そしてJAの明るい未来にもつながるということではないだろうか。

おわりに

世界的にも超低金利が長期化するなど経営環境が厳しさを増すなかで、JAは既存のビジネスモデルからの転換が必要になっている。生産基盤強化に向けた支援も喫緊の課題である。これらの課題に対しては、JAの積極的な対応とともに、組合員の理解、協力そして組合員と共同して取り組むことが必須であろう。

そのためには、これまでみたような、農協改革集中推進期間における各JAの自己改革への積極的な取組みとそれが成果につながったという成功体験が、課題解決の土台になるのではないだろうか。

また、自己改革の過程では、組合員との対話等によって協同組合としてのアイデン

ティティが強まったと考えられる。今後についても協同組合だからこそ可能な形で、課題に取り組むことが一層必要と考えられる。

<参考文献>

- ・斉藤由理子（2018）「JAの自己改革の特徴と課題——単位農協における農業振興を中心に——」『農林金融』2月号
- ・櫻井宏（2019）「『すべては組合員とともに』JAぎふの教育文化活動と組合員とのメンバーシップ強化について」『家の光文化賞JAトップフォーラム2019』講演資料
- ・下小野田寛（2019）「JA鹿児島きもつきにおける新たな構想とネクスト10～チームきもつきが展開する大作戦～No.1きもつき！起こそうイノベーション！！」講演資料
- ・高橋勉（2019）「経営基盤強化と支店統合の狭間で」『農林金融』11月号
- ・農林水産省（2019）「農協改革の進捗状況について」9月
- ・JAぎふ（2018）「積極的な『自己改革』への挑戦」
- ・JAはが野（2019）「JA自己改革の取り組み」
- ・JAふくしま未来（2018）「創造的自己改革実践中！」
- ・JA山口県（2019）「JA山口県設立までの経過とJA山口県の概要」
- ・JA横浜（2018）「JA横浜自己改革実施計画の取り組み状況（H30）」
(聞き取り先JAおよび県域JAグループのHP、中期経営計画および総代会資料は省略した)

(さいとう ゆりこ)



EU競争法と農業協同組合

—わが国独占禁止法の適用除外制度への示唆—

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

EUにおいては、市場志向的政策のもと、食料サプライ・チェーンにおける農業者の地位を強めることが農業政策の大きなテーマの一つとなっている。

その一環として、農業生産者の組織化によるサプライ・チェーンにおける生産者の地位と交渉力の強化のための施策として、競争法の適用免除の枠組みの整備・拡充もすすめられてきている。

EUでは、判例上も農業協同組合については肯定的な評価がなされ、CMO規則が同じ機能を備える農業生産者の組織を競争政策のなかに適正に位置づけているが、わが国では競争法（独占禁止法）の適用除外制度が協同組合一般を対象にしていることにも起因し、競争法の解釈・運用が農業・農産物の特性や市場構造さらには農業協同組合の組織特性を十分考慮したものとはなっていない。

競争当局に求められるべきは、農業協同組合の内部の行為の監視というよりは、むしろ農業生産者に対する公正な利益の帰属と競争法の最終的な目的である消費者の利益の確保という視点から、農産物の小売市場を含めサプライ・チェーン全体を通じた現状と問題点の解明を通じ、農産物市場全体を監視することであろう。

目 次

はじめに

1 POs等の現状と農業分野における競争法違反の態様等

- (1) POsの意義と農業協同組合
- (2) EU競争法の農業分野への適用に関するEU委員会報告

2 POsと農業協同組合に関連した司法の判断

- (1) エンダイブ事件

(2) Oude Luttikhuis事件

3 農業協同組合の特殊性

—組合と組合員との関係—

4 わが国への示唆

- (1) 適用除外の対象範囲

- (2) 適用除外の根拠と独占禁止法

—第22条のただし書をめぐる問題—

おわりに

はじめに

EUにおいては、市場志向的政策のもと、食料サプライ・チェーンにおける農業者の地位の向上(情報の非対称性の解消と農業者の交渉力の強化)が共通農業政策(以下「CAP」という)の中心的な課題の一つとなっている。

農業生産者ばかりでなく消費者の双方にとってより公正でより効率的な経済的な利益がもたらされるようにすることが競争法の目的であると同時にCAPの目的であり、そのことはEU機能条約(Treaty on the Functioning of European Union、以下「TFEU」という)第39条に掲げるCAPの目的が①農業生産の生産性の向上、②農業コミュニティの公正な生活水準の確保、③市場の安定化、④供給の安定性の確保、および⑤消費者への適正な価格での供給の確保であることから明らかである。しかし一方で、農業分野に対するEU競争法のルール適用については、農業の特性に配慮し、TFEU第42条の規定に基づきEU議会と理事会が共同で定めるところによることとされ、CAPの一環として共通市場機構規則(REGULATION (EU) No 1308/2013、いわゆるCMO Regulation、以下「CMO規則」という)の定めによって、通常であれば競争法違反に問われる農業者の一定の協調行為等について、競争法一般のルールの適用を免除している。

とりわけ生産者組織(Producer

Organisations、以下「POs」または「PO」という)、生産者組織の団体(Association of Producer Organisations、以下「APOs」または「APO」という)に関する加盟国による認定制度を通じ、こうした組織・団体を通じた農業生産者のサプライ・チェーンにおける地位・交渉力の強化に期待がよせられており、そのための競争法の適用免除に関する制度的枠組みの整備とその拡充が図られてきている。

これらの競争法の適用に関する制度的枠組みと最近の動向に関しては、筆者の別のレポート(「農業分野におけるEUの競争政策とその動向」本号50頁以下)で整理しているので、そちらも併せて参照願うこととし、本稿では、とりわけPOsの一つである農業協同組合に特有の性格に関して、裁判所はEU競争法の適用にあたりどのように判断しているかに主として焦点をあて紹介するとともに、わが国における協同組合の行為についての適用除外制度のもとでの競争法(独占禁止法)の適用に関する問題について考えることとしたい。

1 POs等の現状と農業分野における競争法違反の態様等

(1) POsの意義と農業協同組合

POsとは、加盟国によって認定されたものであるか否かを問わず、またその法形式を問わず、CMO規則に掲げられた農産物の共同販売等所定の目的のうち少なくとも一つ以上の目的を追求するために特定の農業

部門において農業生産者の主導によって設立される横の協調・連携のための組織である。したがって、協同組合は代表的なPOsの一種であり、POsの設立の動機やその行う事業等も様々であるが、共同経済事業を行うかぎりにおいては、その範囲は異なってもその目的は、生産過程の効率化、販売や資材のコストの削減、販路の拡大、技術的支援、品質の改善、交渉力の向上や情報の非対称性の解消など、基本的には伝統的な農業協同組合の目的と一致する。

なお、協同組合という概念は加盟国によって異なるという事情があり、POsの概念は、様々な農業生産者の組織をその組織の法形式いかんを問わずカバーできるようにするために採用されたものであり（Chauve et al. (2014) p.305）、協同組合はPOsの一種ということになる。

価格を固定する義務を課さず、また競争を排除せず、かつ、CAPの目的を損なうものでないかぎり、農業者の、また農業協同組合を通じたその共同・協調行為は許容され（CMO規則209条1項）、農業協同組合の農産物の販売先との価格交渉自体は競争法上問題となるものではないので、認定を受けるか否かによって競争法上、決定的な違いがでてくるわけではないように思われる。

EU委員会の報告書（European Commission (2019)）によれば、2017年現在の認定POs/APOsの総数は、3,505（うちPOsが3,434、APOsが71）で、加盟国によって認定された3,237（268のPOs/APOsについてはデータが使用できない）のPOs/APOsのうち約50%は協同

組合であるが、ベルギー、チェコ、ギリシャ、イタリア、オランダおよびスロバキアは構成割合だけでいえば、圧倒的に協同組合の割合（約80%以上）が高くなっている。

認定されたPOs/APOsの過半は、野菜分野のものであるが、農業生産の品目の構成や比重も加盟国によってバラツキが多く、認定を受ける動機も異なるので、加盟国ごとに認定の割合が異なる理由については一概にはいえない。

ところで、認定POs/APOsの利点の一つは、競争法の適用免除ということであるが、競争法の適用の有無との関係から認定を受けることで法的安定性を確保したいという動機は、60%ほどにとどまっている。これは、協同組合を含めPOsの規模が小さい国や農業分野によっては、競争法上問題となることはないということにも起因するであろう。

なお、加盟国全体でのPOs/APOsの総数は、4万1,769（うち2万1,769は農業機械利用組合のCUMA〔1万1,500〕を含む農業協同組合で、残りの2万は協同組合以外の法形態）で、認定POs/APOsの割合はそのうちの約8%と、決して割合的には多いとはいえないのが現状だといえる。

(2) EU競争法の農業分野への適用に関するEU委員会報告

18年10月26日に公表したEU委員会の農業分野における競争規制の適用に関する報告書（European Commission (2018c)）によって、競争法に違反する懸念があるとして

競争当局の調査等の対象になったものの概要をみてみよう。

この報告書は、CMO規則第225条の(d)の規定に基づくEU委員会からのEU議会と閣僚理事会への報告書で、14年から17年6月までのCMO規則による競争法の適用免除とその対象となったPOs等の状況(POsそのものの状況等については、19年の報告書が詳しい)と12年1月から17年6月までの競争法違反に関する競争当局(EU競争総局と各国競争当局)による調査対象と違反の種類等をまとめたものである。

報告書は、小売りを含めサプライ・チェーンの各段階を含んでいるので、農業協同組合が直接の当事者となったケースがどれだけあるかは報告書からは不明であるが、この期間の調査対象は全部で167件(うち41件は調査継続中)、競争当局により検知された競争法違反はその4分の1で、類別すると価格に関する協定が46%で最も多く、次いで生産数量の制限に関する協定(13%)、産出量、市場シェアおよび顧客に関する情報交換(13%)、市場分割協定(10%)、価格に関する情報交換(10%)、市場支配的地位の濫用(8%)の順になっている。

なお、違反のおそれがあるとして調査対象となったケースのうち、24%は市場支配的地位の濫用で、対象期間内におけるケースのすべてが酪農分野(問題となるのは乳製品加工業のレベル)であることが特筆される。北欧を中心にした市場支配的な地位にある酪農部門の農業協同組合等が調査等の主たる対象となっているが、市場支配的地

位の濫用に関しては、仮に認定POs等であっても競争法の適用が免除されないためである。

2 POsと農業協同組合に関連した司法の判断

(1) エンダイブ事件

欧州司法裁判所(ECJ)のエンダイブ事件に関する判決(Case C-671/15,ECLI:EU:C:2017:860)は、EU理事会、閣僚理事会およびEU議会が食料サプライ・チェーンにおける情報の非対称性の解消と農業者の交渉力の強化に向けて、13年のCAP改革後のCMO規則のもとでの農業分野の競争法の適用免除措置の拡充の議論をしているタイミングの17年11月14日にだされたもので、EU競争法の農業分野における適用に関する判決として03年のMilk Marque事件(Case C-137/00, ECLI:EU:C:2003:429)に関する判決以来の重要な判決であるといわれている(Modrall (2017) p.17)。

この事件は、フランスのベルギー・エンダイブ(日本でいうチコリ)生産者の協調行為等に起因する事件で、1998~2012年にかけて関係当事者(11のエンダイブ生産者のPOsと7つのAPOs)が行ったエンダイブの最低価格の設定と価格維持のための協調行為(出荷量の制限、価格情報の交換)に関しフランスの競争当局が課徴金を課した事件である。

フランスの最高裁(破棄院)は、最終判断をするにあたり、EU競争法とCAPとの関係に関し、①TFEU第101条第1項で禁止さ

れる協定や協調行為はCAPに従ったCMO規則のもとでのPOs/APOsの責務に関連するものであれば、それが13年改正前CMO規則で明文をもって規定されていないものであっても許容されるか、②許容されるとして、CAPの目的である市場価格の安定化および需要に応じた生産の調整を目的としたものであれば、最低価格を固定すること、市場出荷量を協調して調整することや市場に関する機微情報を交換する行為は許されるか、という2点に関しECJに先行判決を求めた。

これに対するECJの判決は、価格を固定する協定は許されないが、市場価格を維持するための市場への出荷や戦略的な情報交換は許容され得るとし、認定PO/APOの農業者の協調行為はそれが当該PO/APOの目的を達成するために必要不可欠なものであれば、TFEU第101条第1項の適用が免除されるが、認定PO間およびAPO間の協調行為または加盟国により認定されていないPO/APOの協調行為は競争法が適用され、その結果、禁止されるとした。

これは13年のCAP改革前のCMO規則のもとでの事件のものである点に留意が必要であるが、将来にわたり2つの重要なポイントを含んでいるように思われる。

一つは、POの協調行為についての競争法適用除外は、例外であるゆえにCMO規則に明記された行為に狭く限定的に解釈されるべきだとされてきたが、エンダイベ事件の判決では、PO等の行為がCMO規則に明記された目的に狭く限定せず、認定POまた

は認定APOに与えられた認定された目的を達成するうえでの必要性 (necessity) とその行為が目的達成の必要性との間で釣り合いがとれているか (proportionality) を考慮して判断すべきとの考え方を示したことである (ECLI:EU:C:2017:860, para.49-49)。すなわち従来のルール・ベースのアプローチからプリンシプル・ベースへのアプローチへの転換という意味で重要であるといえる。

しかしながら、同一の認定PO内および認定APO内の一定の協調行為は競争法の適用が免除になるが、認定PO間の行為のほか、認定PO等と非認定PO等との間の協定は競争法の適用が免除されないとする判断を一方で示した。POは、EU競争法の適用にあたっては、それが事業活動を行う場合、事業者の団体であるとともに事業者であるとみなされる (Comission Notice [2015] OJ C 431/1, para.13) が、これは、POまたはAPOの行為に関し競争法を適用するにあたっては、それらを基礎的単位 (basic elements) (ECLI:EU:C:2017:860, para.44)、すなわちこれは事業者 (undertakings) に相当するもので、POまたはAPOを単一の経済主体 (a single entity) としてとらえたものにほかならないといえる。そうでなければ、APOを構成していない認定PO間の協調行為と認定POが組成した認定APO内での協調行為を前者は競争法が適用になるが後者は競争法の適用を免れるとする根拠がなくなる。

POやAPOは、それが経済活動を行うかぎりにおいては一つの事業者であることについては議論の余地がなく、共同経済事業

を行う農業協同組合等はそのかぎりでは一つの経済主体であるが、その事業活動に伴う内部の協定がどこまで許容されるかということに関しては、なお課題は残されている。^(注1)

ところで、POやAPOを認定するかどうかは加盟国に委ねられているが、PO等の追求する目的が市場価格の安定を追求することを含め広範であり、どこまでの範囲の協調行為が許されるかが必ずしも明瞭ではない。こうしたなか、実質上PO/APOの認定が加盟国に委ねられている結果として、競争法の適用の有無の判断が加盟国に委ねられていることの是非、加えて認定POと非認定POとで競争法の適用の有無が異なるという点の是非に関しては、今後の課題としては残るであろう (Blockx (2017))。

次に、農業協同組合に関連する事件のうち、本稿の論点に関連し重要だと思われる事件における裁判所の判断をみてみよう。

(注1) 単一主体という見方は、独立事業者の農業者の協同組織を大会社と同じ一つの経済主体として取り扱うというアメリカのカッパー・ヴォルステッド法の考えに由来する。しかしながら、親子会社の関係のように経済的に一体的に取り扱うべき会社のようなケースとは異なり、協同組合を組成しても農業者は依然として独立事業者であり続けることから、仮に農業協同組合を一つの経済主体としてとらえた場合にどこまでの行為、すなわち1企業であれば市場動向に合わせ生産量や市場出荷量の調整は自由であるのと同じように農業協同組合の場合もその構成員の農産物生産に制限を課し市場集荷量を調整することがどこまで許されるかという問題は、アメリカでも議論があるように容易に結論がでないであろう (Varney (2010))。この点に関しては、むしろCMO規則のもとでのEU競争法の取扱いの方が寛容であるように思われる。

(2) Oude Luttikhuis事件

この事件は、オランダのOude Luttikhuisほか8名の酪農家とCoberco酪農協間の脱退の費用に関する争いで、ズトフェン地方裁判所の求めに応じECJが1995年12月12日に先行判決を下した事件 (Case C-399/93, [1995] ECR I-4515) である。

まず、事実関係であるが、酪農協 (Coberco) は、定款の定めにより組合員の生産する生乳を全量買い取ることとし、組合員は組合に排他的出荷請求権を付与していたが、組合員が脱退等した場合には、組合員は酪農協に過去5年間の出荷量の対価として受け取った代金の2%を支払わなければならないことになっていた。90年以降は、スライド制で加入期間が8年を超える場合には上記の額の90%、15年を超える場合には上記の額の20%、5年未満の場合には当該期間の出荷代金または同期間に受け取った乳価代金の2%相当額に自己の加入していた月数で60を除いた数を乗じた額を支払わなければならないこととされた。

原告の組合員であった酪農家は、所定の予告期間をもって92年1月1日に脱退したことから、酪農協によってその定款の定めに従って計算された脱退費を乳代から留保された。これに対し原告は、脱退費の支払い義務はない、または脱退費は過去5年間にわたり酪農協に出荷した生乳に対して支払われた年平均対価の4%を超えることはできないことの確認を求めるとともに組合が留保している脱退費との差額の支払いを求めたものである。

裁判所がECJに判断を求めた事項は、①酪農協の脱退に関する取り決めが旧ECC条約第85条第1項〔現TFEU101条1項〕に違反するかどうかを決定するために適用すべき基準は何か、②酪農協の当該取り決めが1962年の理事会規則第26号第2条1項〔現行CMO規則209条1項に相当〕にいう適用免除になるかどうかを決定するために適用すべき基準は何か、というものであった。

これに対し、ECJは、当該取り決めに関していえば、協同組合という法形態で組織化すること自体は反競争的行為を構成するものではなく、協同組合という法形態は加盟国の立法者および共同体の立法者によっても、農業分野における近代化・合理化を促し効率性を高めるということから望ましいものとされていると、肯定的な評価をしたうえで、当該照会事項に関し次のように判断を下した。

第1点目の照会事項に関しては、脱退または除名に際して協同組合の定款に基づいて支払うべき手数料がEEC条約の第85条第1項〔現行TFEU第101条第1項〕に適合するかどうかを決定するためには、国内裁判所は、事業者〔農業者〕の経営する経済的背景、当該取り決めの対象となる生産物またはサービスおよび関係する市場の構造ならびに当該取り決めが機能する実際の状況を考慮し、そのような手数料を提供する取り決めの目的、その効果および共同体市場に対する影響を考慮しなければならない、とした。

第2点目の照会事項に関しては、脱退ま

たは除名に際して協同組合の定款に基づいて支払うべき手数料は、単一の加盟国に属する協同組合に限定されたもの〔この点は、13年のCMO規則改正前での論点〕で、その取り決めが価格の取り決めに関するものでなく、むしろ農産物の生産または販売または共同貯蔵施設の共同利用、当該農産物の処理・加工に関するもので、かつ、最終的には競争を排除するものではなく、またCAPの目的を侵害するものでなければ、農産物の生産および取引に関する競争法の適用に関するルールを定めた1962年4月4日の理事会規則第26号に定められた適用免除の範囲内に収まる可能性がある、とする判断であった。

なお、この事件でも組合員の生乳の出荷義務については争点になっていない。

紙幅の都合もあり紹介はしないが、競売りの市場を運営するオランダの大規模な園芸農協VBA (Coöperatieve Vereniging De Verenigde Bloemenveilingen Aalsmeer) に関する事件 ([1997] ECR-II 697) では、組合員のVBA (para.155-156) を通じて花きを売る義務を伴う協同組合の仕組みは、花きという腐りやすい生産物を効率的に流通するという点でCAPの目的を実現するうえでは必要である (para.155) とする被告のVBAの主張、さらには協同組合という法形態は、農業部門の近代化・合理化をおしすすめ効率性を高めることから加盟国の立法者およびEUの当局者によって特別な扱いをされていること (Oude Luttikhuis, para.12の引用) に関しては、花きの卸売業者 (Florimex) らも

否定せず（[1997] ECR- II 697, para.156）、ECJもそれを前提に判断している。

3 農業協同組合の特殊性 ——組合と組合員との関係——

農業協同組合が事業者（undertakings）である農業者の協同組合であることでの固有の課題というのは、それが生産協同組合である場合を除き、組合員が独立事業者である地位を維持しながら、農業協同組合としてそれらの共同経済事業を行う（農業協同組合以外の農業生産者組織も共同経済事業を行うかぎりでは同じ）点で、農業協同組合が事業者であると同時に事業者の団体でもあるということに起因した組合員と農業協同組合との関係性の問題に集約されるといってよいであろう。

競争法の観点からすると、協同組合のような組織は、その果たす機能において積極的な側面をもつと同時に消極的な側面の双方をもっていることは否定できない。消費者の需要（質・量双方を含む）に応じた生産、生産コストの低減さらには生態系に配慮した生産方法の導入の促進等は、その積極的側面である。この積極的側面が効果的に発揮されるようになるためには、農業協同組合として組合員を拘束することが必要な場合も生じてくる。しかし、あまりその拘束が強い場合には、競争環境を損ない、市場に悪影響を及ぼすおそれがあるので、両者のバランスをどう規制するかは、極めて難しい競争法の運用上の課題であると同時に

立法政策を含む政策的課題でもある。

協同組合の他の企業形態にない組織的特質は、利用者すなわち所有者の原則（User-Owner Principle）、利用者による管理の原則（User-Control Principle）および利用に基づき利用者が便益を受けるという原則（User-Benefits Principle）を備えた組織ということの三位一体性に求められ（Dunn（1988））、事業者の共同経済事業体としてうまく機能し成功するには、協調して行動することが必要で、またいわゆる組合員の機会主義的な行動を排除することでいわゆるフリーライドの問題に有効に対処することが必要となる。1990年代以降に欧米で誕生したいわゆる新世代農協は組合員資格と農産物の出荷義務・出荷権を一体化させる形で、この問題への対処と協同組合であることに伴う組合員の脱退の自由の原則に起因した組織の弱点を克服するために誕生したものである。

組合員と協同組合との関係、とりわけ事業利用関係については契約法の世界に委ねてしまうのも一つの方法であるが、ほとんどの欧米の農業協同組合制度は、協同組合の法的枠組みにおいて、組合員（組合加入契約）には協同組合の利用義務が存在することを前提にしたうえで、組合員契約の期間（事業を利用するものとしての組合員の地位にとどまる期間）および脱退に関する一定の制約等を設けることを許容している（Sangen（2012） p.25）。これは、ある意味で契約自由の原則を制約したものである。

ここでは、その代表的な例として、ドイ

ツとフランスの例をあげておこう。

例えば、フランスの農・漁業法典は、協同組合の組合員であることは必然的に協同組合の事業の全部または一部を利用する義務を伴うこと、そしてその性質、期間および条件ならびに義務を怠った場合のペナルティは定款で定めることができる旨規定する（同法典R.522-3）。最近まで25年の期間が設定されてきたが長すぎるので10年に限定すべきとの議論もあるようで（Hiez（2013）p.399）、農業高等評議会の模範定款例では、期間を明示していないが黙示による契約更新に関し契約期間が5年未満である場合には、同期間、5年を超える契約期間の場合には5年間を限度に自動延長できる旨の定めがある。なお、出荷義務が全量であるか一部であるかは態様がまちまちのようである。また、契約不履行に関しては組合員が共同で負担する固定経費にかかる応分のペナルティを課すことを可能にしている。

次にドイツの例であるが、ドイツの協同組合法は、組合員にどの程度の利用義務を課すか、また組合に対する義務を含め契約関係から離脱（脱退）するための予告期間に関しても定款の定めるところに委ねる（GenG18条、16条3項、65条）。なお、新たに利用義務を課し、また現在の義務を拡充する定款変更については、特殊多数決（表決権の10分の9以上の賛成）を要することとしている。また、脱退予告期間は、原則、事業年度末の3か月前であるが、この期間は定款で5年まで延長することが可能で、組合員の4分の3超が事業者である協同組合

にあつては、これを10年までに延長することを可能にしている。

この点は、アメリカの農業協同組合制度に関しても同様である。15年改正で削られたわが国の農協法の専属利用契約に関する条項（旧19条）は、アメリカの専属利用契約を参考に導入されたもので、当時のケンタッキー州のいわゆるビンガム法では、10年の契約期間（更新可）を定め、契約違反についての損害賠償等に関する定めのほか第三者が契約違反をそそのかした場合には刑罰を科す定めをおいていた。さすがに今日、刑罰規定は設けられていないが、州法統一全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）が定めた07年の統一有限責任協同組合法（UNIFORM LIMITED COOPERATIVE ASSOCIATION ACT）は、組合との販売契約（marketing contract）に関する定めをおき、販売契約の期間は10年を超えるものであつてはならないが、契約により5年を超えない期間で自動更新することができる旨定めている（同法701条以下）^{（注2）}。

いずれにせよアメリカにおいては組合員に契約によって出荷義務を課す（組合に加入すること自体が契約であり、その内容は定款の定めのほか内部規則その他個別の契約関係を含む）ことが競争法違反とされるケースは見当たらず（村上（2012）53頁）、これはEUにおいても同様である。一般的には、契約による組合員の拘束は、協同組合の加入脱退の自由の原則によって解消、すなわち契約関係を解消することで解決が可能な問題であろう（Sangen（2012）p.25）。

EUにおいて近年問題になっているのは、契約の解除に関する制約、すなわち協同組合の脱退についての制約条件（それ自体が競争法上違法となるわけではない）で、問題となるケースは市場において支配的な地位を有する農業協同組合の場合であるが、具体的にどの程度の制約を課すことが許されるか否かは、ケース・バイ・ケースの判断となろう。

なお、農業協同組合をして事業者であると同時に独立事業者である農業生産者の団体であることとらえることそれ自体は世界中で共通しているといえる。しかし、わが国の独占禁止法が継受したアメリカの競争法（反トラスト法）において、農業協同組合等の共同経済事業を反トラスト法違反でないとしたカップパー・ヴォルステッド法のもとでは、その立法者の意思に従い、農業者の協同組合を一つの会社と同じく扱うべく農業者が作った一つの主体（a single entity）とみなして取り扱われている（Varney（2010）等）。共同経済事業における組合員と協同組合の内部の関係は契約法の世界に委ねているアメリカと、農協の共同経済事業に関し、農協を事業者であると同時に事業者の団体であることとらえるわが国とでは競争法の適用・運用において大きく異なる結果となる。

EUでの取扱いは、TFEU第101条第1項に抵触するか否かに関しては、CMO規則第209条等の規定にも表れているように、競争制限的な協定の必要性（necessity）とその手段がCAPの目的の実現と釣り合っているか（proportionality）の検証を通じてケ-

ス・バイ・ケースで評価するという立場がとられており、組合員の事業利用に関する拘束が競争法に反する余地が全くないわけではないが、そのこと（脱退に関する制約を除く）が訴訟で争われたものは見当たらない。

（注2）アメリカの販売農業協同組合においては各州の農業協同組合法等のもとでの標準的な販売契約書（Uniform Marketing and Delivery Agreement）が早くから活用されてきている。この販売契約は組合員が協同組合を通じてその生産物を販売することに関する組合員とその協同組合の権利義務を定めたものであるが、これに関してはReilly（1992）等を参照のこと。

4 わが国への示唆

（1）適用除外の対象範囲

前述のようにEUにおいては、市場志向的な政策のもと、食料サプライ・チェーンにおける農業者の地位を強めることが最大の課題であるとの認識のもと、認定POsが果たすべき機能・役割への期待が大きく、競争法の適用免除に関する法的枠組みの整備が行われてきている。

もちろん、農業者の組織化を通じてサプライ・チェーンにおける農業者の地位を強め、農産物の買い手との交渉力（bargaining power）を高めることが、政策の目的どおりの結果をもたらすかは現時点では不透明であるが、農業協同組合を含む農業生産者の組織を競争政策のなかに積極的に位置づけていることに学ぶべきことは少なくない。^{（注3）}

もちろん農産物市場は、EU競争法のフリー・ゾーンではなく（C-137/00,EU:C:2003:

429, para.61, C-671/15,ECLI:EU:C:2017:860, para.47)、農産物市場における有効な競争の維持はCAPならびに共通市場機構 (CMO) の目的の一つ (C-137/00, para.57 and 58, C-671/15, para.48) であるが、競争法の目的とCAPの目的とが競合する場合には、CAPの目的優先の原則が確立している点は重要である。これはいい換えれば、競争法の農業分野への適用に関するルールを制定するには、TFEU第39条に掲げるCAPの目的、すなわち①農業生産の生産性の向上、②農業コミュニティの公正な生活水準の確保、③市場の安定化、④供給の安定性の確保、および⑤消費者への適正な価格での供給の確保、を考慮に入れてその適用の範囲を定めなければならないことを意味しており、競争阻害性を排除することだけが農業分野の競争政策ではないことを意味する。

わが国の協同組合の競争法適用除外制度は、ある意味で世界に類をみないものであるが、独占禁止法第22条の適用除外規定は、協同組合行為一般についての適用除外制度のために、協同組合の種類や設立される経済の分野の特性が考慮されるものとなっていないうえに、競争当局も経済法の学者もその適用除外の範囲をいかに狭く解釈するかに腐心してきた感がある。

しかしながら、わが国の競争法の世界にEUと同じことを要求することは無理があるにせよ、例えば、農業分野については農産物の特質、農産物市場の構造の特質を正しく分析・評価したうえで、農協が果たし、また果たすべき役割を評価しなおすことを

通じ、独占禁止法第22条の協同組合の適用除外制度を今日的に位置づけなおすことは可能であろう。

(注3) 食料サプライ・チェーンにおいては、市場交渉において非対称的な力関係の違いや協同組合と投資家所有企業とでの行動原理の違い (例えば、協同組合の場合には排他的権利関係と裏腹で全量買取義務を負い、販売代金をプーリングして組合員に公平・平等に対価を支払うのに対し、投資家企業の場合には品質の良いものを自らの利益を最大化できる価格で支払うなど) によって農業生産者に実際に支払われた最終的な価格 (手取額) を単純に比較できないのとデータも少ないため、協同組合のメリットを数値で評価するのは極めて難しい。また、地域の市場において農業協同組合の市場シェアが高い場合には、競争市場におけるヤードスティック効果 (Competitive Yardstick Effect) によって、理論上、協同組合の支払価格が競争上の物差しになり、投資家企業はそれ以上の対価を支払わなければならない (農業生産者の立場からみると農業協同組合の組合員でない者にも協同組合によってもたらされるメリットが及ぶ) といったことがあり、単純な比較によって協同組合のメリットを明らかにすることには困難が伴う。

なお、当該農産物の市場構造によるところが大きいですが、協同組合のヤードスティック効果や協同組合特有の代金のプーリング方式が手伝い、生産者が目先の利益を求めランダムに売り先を、機会主義的に選択するといった行動にでることが少なくなく、協同組合の効率性を損ねることによって長い目でみた場合に農業生産者全体の利益を損ねることになり得ることには留意が必要であろう。

(2) 適用除外の根拠と独占禁止法

—第22条のただし書をめぐる問題—

a 適用除外の根拠

わが国の競争法 (独占禁止法) の適用除外制度は、一次産業である農業分野についての適用除外ではなく、協同組合一般の適用除外としての定め方をしたうえで、その適用除外の根拠を「単独では大企業に伍して競

争することが困難な小規模事業者や消費者が、協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的に貢献するものである」(公正取引委員会事務局編(1991)10頁)としている。これが、立法当時から今日まで維持されている適用除外の理論的根拠とされているが、はたしてこの協同組合をして「有効な競争単位」としてとらえる概念が有意な概念であるのかはこれまで具体的な検証もされてきておらず、有効・適切な概念であるかがまず疑問である。農業者の視点で考えたときに、協同組合を組織して競争する相手である大企業とは何かは、遠い将来はともかく、現実を無視した理論であるとしきれないであろう。

また、適用除外の理論的根拠として、伝統的に協同組合を大企業の独占力に対する対抗力(countervailing power)としてとらえる考え方もある。たしかに、個々の事業者や消費者が大企業と取引をする場合に協同組合を通じて交渉し取引を行えば、より有利に交渉ができ有利な取引条件で取引ができるということは容易に想像できるが、これは主として協同組合としての規模の利益の結果であって、論理必然的に、市場における有効な競争がもたらされるということにはならない(長瀬(1995)241頁)であろう。

b 組合員との排他的契約をめぐる問題

(注4)
わが国における農協の取扱いに関するEU

やアメリカの競争法の適用との端的な違いは、「不公正な取引方法を用いる場合」を独占禁止法の適用除外の例外としている独占禁止法第22条のただし書前段の規定である。これまでの農協(連合会を含む)に対する独占禁止法違反の事例は、この不公正な取引方法をめぐる案件で、過去の違反事件もそのほとんどは第三者との間での不公正な取引方法が問題になったものであるが、これらは、第22条のただし書の規定の適用ではなく、本来、同法第19条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定を適用すれば足りる問題である(村上(2012)51頁)。問題なのは、「不公正な取引方法」に関する規制を、本来組合自治に委ねられるべき農協の内部関係、すなわち組合員と組合との関係にまで当局が介入して適用するよりどころとして第22条のただし書を用いていることである。

前述のように、EUにおいてもアメリカにおいても、組合員の共同事業である農業協同組合の事業への組合員の参加、すなわちそれは組合員の当該事業の利用義務それ自体問題であるとして裁判になったケースは見当たらない。協同組合という特殊な性格をもった組織が競争市場において、効果的にその目的を達成し成功するためには、組合員との強力な契約関係が鍵となる。加入脱退の原則を有する協同組合、とりわけ小規模生産者の農業協同組合にあっては、組合が短期に脱退すること(契約関係の解消)は協同組合の効率性を危うくし全体の不利益となることから、脱退に制約を課すと同時に農業者が順守すべき品質要件等を明ら

かにした契約関係を結ぶことが普遍的に行われている。

前掲のOude Luttikhuis事件でもECJは、組合員に排他的に出荷義務を課すことや脱退にあたって過大な脱退費を徴収することが自動的に競争法の適用を免れるわけではないとしながらも、農業協同組合という法形態は農業分野の近代化・合理化をもたらす効率性を高めるということで加盟国ならびEUの立法当局等に好意をもって受け入れられている（[1995] ECR I-4515, para.12）と評価している。

繰り返しになるが、EUやアメリカの農業協同組合にあっては、組合員との定款その他の定めによる排他的契約により組合員に一定期間の組合員事業への参加と利用義務を課しているのが通例であり、法律でもそれを支持している。定款等による組合員の事業利用の義務を伴う拘束に伴う問題は、協同組合原則の一つである加入脱退の自由の原則によって解決されるものとみなされており（Sangen（2012）p.37）、競争政策上、弊害があるものとして問題視されているのは、市場において支配的な地位を有する組合が「不当」に組合員の脱退、すなわち事業利用関係からの離脱を制限する場合である。^(注5)

(注4) わが国の独占禁止法第22条も「協同組合」という用語は用いていない。立法過程で「cooperative」が「association」に置き換えられており、規定上は「組合」となっている。この規定が継受したとされるカッパー・ヴォルステッド法（7 U.S.Code Chapter 12）も協同組合（cooperative）という用語は用いておらず、EUの農業協同組合等を含む生産者組織等の競争法の一般的適用除外を定めたCMO規則209

条の規定上も同じで、当該規定の範となったと思われるドイツの競争制限禁止法の第28条も同様である。

(注5) 欧州司法裁判所（ECJ）は、協同組合による過度な市場支配力を回避するため、組合員がその組合から脱退することができるようになっていくか（そうすることで組合員は自主的に経営を行うことができ、また他の競争関係にある協同組合に加入することなどができる）、そして協同組合以外の第三者に農業者が出荷する自由があるか否かを分析することを求めている（C-399/93 [1995] ECR I-4515, para.13-19、ペイマンほか編著（2015）182頁）が、重要な点は組合員に脱退に関する制限自体が競争法に反するものとは考えられていない点である。

おわりに

農業分野への競争法の適用に関しては、とりわけ農業協同組合という企業形態の一つとしての協同組合の特質を踏まえる必要があるように思われる。欧米で、競争法の適用にあたってはその特質を考慮に入れた取扱いがなされ、法律において特別な手当てをしている例があるのはそのためだからである。

わが国独占禁止法における協同組合の適用除外制度が、アメリカのカッパー・ヴォルステッド法を継受した制度でありながら、協同組合一般の適用除外としたことも手伝い、農産物を取り扱う農協への独占禁止法の適用にあたってその特質が十分踏まえられたものとなっていない。15年の農協法改正は、専属利用契約に関する規定（旧農協法19条）を削除し、あわせて組合は事業を行うにあたって「組合員に対しその利用を強制してはならない」（農協法10条の2）との定めを設けた。しかし、アメリカの農業

協同組合の制度にならって導入された専属利用契約は、戦後の独占禁止法立案による戦中の統制色の排除が前面にでたことによって、契約の締結を組合員の任意とし、また契約期間を1年とするなど極めて契約自由の原則を制限したものであり、当該規定を削って事業の利用を強制してはならないと定めたところで、契約自由の原則を排除することはできない^{ことわり}理である。

しかしながら、競争当局のガイドラインが「組合員が生産した農畜産物を出荷したりする際に農業協同組合の事業を利用するか否かは組合員の自由意思に委ねられ（中略）農業協同組合が組合員に対して農業協同組合の事業の利用を強制することは、そもそも農業協同組合制度の趣旨に反する」（公正取引委員会「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」、傍点：筆者）とまでいうのは、契約自由の原則の曲解であると同時に協同組合という制度を否定するに等しいというべきであろう。

いうまでもなく戦後の農協法は、農地解放後の細分化された農地とそれを基礎とする小規模耕作農民が協同組合を組成することで農業生産力の増進を図り、かつ、その経済的社会的地位の向上を図ることを直接の目的にしたもの（農協法1条）であり、それは小規模耕作農民に対し規模の利益を享受する手段として協同組合の設立を認め共同による事業活動を認めたものである。共同経済活動が効果的に行われるためには、また協同組合の性格に由来する組合員の平等性の観点から、組合員の機会主義的行動

を排除し、事業に参加する組合員を拘束することの必要性が認められる。農協の生産部会組織における組合員の機会主義的行動に対する制裁等がよく問題になるが、仮に明文の書面による契約はないにしても部会の活動に部会員として参加しているかぎりにおいて部会の規約を守るなどの契約関係の成立は認められるはずで、これを単に経済外強制であるかのようにとらえることにも問題がある。したがって、組合と組合員との関係における契約の概念を組合員と共有しておくことも今後の農協の販売事業にとっては重要であろう。

最後に、今日のような組合員間の競争を促すこと自体が目的になったかのような独占禁止法の運用・執行を改めるには、わが国独占禁止法の協同組合の適用除外の根拠を、理論的にも現実的にも妥当しない有効競争単位説におくことをやめ、事業者として相互の競争者である農業者が協同組合を通じて共同事業を行うことは、とりもなおさず個々の事業者間の競争を実質的に制限することにほかならないことを正面から認め位置づけることであろう（長瀬（1995））。

そのうえで、競争当局に求められるべきは、ガイドラインによる農協の内部行為の規制というよりは、むしろ農業生産者に対する公正な利益の帰属と競争法の最終的な目的である消費者の利益の確保という視点から、農産物の小売市場を含めサプライ・チェーン全体を通じた現状と問題点の解明を通じ農産物市場全体を監視することであろう。

<参考文献>

- 公正取引委員会事務局編 (1991)『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向』(政府規制等と競争政策に関する研究会報告) 大蔵省印刷局
- 斉藤由理子ほか (2018)「フランス、ドイツ、オランダの農業協同組合、協同組合銀行の制度と実情」『総研レポート』30 調一No 4
- 土田和博 (2015)「EUの農業と競争法の適用除外」JC総研協同組合研究部編『協同組合の独禁法適用除外の今日的意義—JC総研「協同組合・独禁法研究会報告書」—』JC総研
- 長瀬一治 (1995)「日米の農業協同組合と独占禁止法の適用除外」『本郷法政紀要』No 4
- ベイマン, J.ほか編著 (2015)『EUの農協—役割と支援策—』(農林中金総合研究所 海外協同組合研究会訳) 農林統計出版, J. Bijman, et al. (2012), *Support for Farmers' Cooperatives-Final Report* : European Commission.
- 村上政博 (2012)「協同組合の活動に対する規制」『判例タイムズ』63巻11号、48~60頁
- Blockx, J. (2017), "The ECJ Preliminary Ruling in French Endives: Two (Too?) Simple Rules to Attune Article 101 TFEU to the Common Agricultural Policy," Kluwer Competition Law Blog, November 15. (2019年12月20日最終アクセス)
<http://competitionlawblog.kluwercompetitionlaw.com/2017/11/15/ecj-preliminary-ruling-french-endives-two-simple-rules-attune-article-101-tfeu-common-agricultural-policy/>
- Chauve, P., A. Parera, and A. Renckens (2014), "Agriculture, Food and Competition Law: Moving the Borders," *Journal of European Competition Law & Practice*, Vol. 5, No. 5, pp.304-313. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://academic.oup.com/jeclap/article-pdf/5/5/304/5050712/lpu020.pdf>
- Dunn, J.R. (1988), "Basic Cooperative Principles and Their Relationship to Selected Practices", *Journal of Agricultural Cooperation*, vol.3, pp.83-93. (2019年12月20日最終アクセス)
<http://ageconsearch.umn.edu/record/46212/files/Volume%203%20Article%207.pdf>
- European Commission (2016), *Study on agricultural interbranch organisations (IBOs) in the EU*. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://ec.europa.eu/agriculture/sites/agriculture/files/external-studies/2016-interbranch-organisations/fullrep.pdf>
- European Commission (2018a), *Study on Producer Organisations and their activities in the olive oil, beef and veal and arable crops sectors*. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://ec.europa.eu/competition/publications/reports/kd0218732enn.pdf>
- European Commission (2018b), *The contribution of producer organisations to an efficient agri-food supply chain*, Conference DG Agriculture and Rural Development 21 September 2018. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/news/documents/conference-pos-brochure-sept2018_en.pdf
- European Commission (2018c), *The application of the Union competition rules to the agricultural sector*, COM (2018) 706 final, 26.10.2018. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/agriculture/sites/agriculture/files/producer-interbranch-organisations/exemptions/report-comp-rules-agri-sector_com2018-706-final_en.pdf
- European Commission (2018d), *COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Accompanying the document) Report from the Commission to the European Parliament and the Council: The application of the Union competition rules to the agricultural sector*, SWD (2018) 450 final, 26.10.2018. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018SC0450&from=EN>
- European Commission (2019), *Study of the best ways for producer organisations to be formed, carry out their activities and be supported: Final report*, May 2019. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/key_policies/documents/report-producer-organisations-study_en.pdf
- Hiez, D. (2013), "17. France," In D. Cracogna, A. Fici, and H. Henrÿ (eds.), *International Handbook of Cooperative Law*, pp.393-412, Heidelberg, Springer-Verlag.
- Modrall, J. (2017), "EU competition policy in the agriculture sector," *Cultivate - Food and agribusiness newsletter*, pp.17-21, December. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://www.nortonrosefulbright.com/-/media/files/nrf/nrfweb/imported/cultivate---issue-14.pdf?la=en&revision=28bd60bf-583b->

4e9b-895a-784607a059e4

- Monti, M. (2003), "European Commissioner for Competition policy, The relationship between CAP and competition policy - Does EU competition law apply to agriculture?," COGECA Conference, Helsinki Fair Trade, 13 November 2003. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/SPEECH_03_537
- Reilly, J. D. (1992), *Cooperative Marketing Agreements: Legal Considerations*, ACS Research Report 106, July, U.S. Department of Agriculture. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://cccd.coop/sites/default/files/resources/Marketing-Agreement-USDA.pdf>

- Sangen, Ger van der (2012), *Support for Farmers' Cooperatives; EU synthesis and comparative analysis report - Legal Aspects*, Wageningen: Wageningen UR. (2019年12月20日最終アクセス)
<http://edepot.wur.nl/244824>
- Varney, C.A. (2010), "The Capper-Volstead Act, Agricultural Cooperatives, and Antitrust Immunity," *The antitrust source*, December. (2019年12月20日最終アクセス)
https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publishing/antitrust_source/Dec10_Varney12_21.authcheckdam.pdf

(あけだ つくる)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2019

A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2019年12月

農業者の協同組合の価値 —農協についての再考—

農業者や農協の理解が得られない日本の農協法改正をどう評価すべきか。

1 日本の農協は独創的な成功モデルであり、世界のリーダーである

JAは国際的にみても最もパワフルで、他国の農協を主導する地位にある(EURISCE (2018))。フランスの農協の専門家の視点からみて、JAには多数の長所がある。

とりわけ、JAというモデルについては、以下の2点が独創的である。第一は、農業関連事業と金融事業を兼営し、さらに人々の生活に必要なサービスを提供する、総合事業性である。第二は、地域を基礎としたピラミッド構造の「システム」である。

JAには、出資し議決権をもつ正組合員の農業者と、出資するが議決権をもたない准組合員の非農業者がともに結集している。そして、その組織構造を、JAの地区、県、全国と階層別に構成することで、組合員のニーズに寄り添った方針の策定を可能にしている。このシステムは、各ユニットが選んだ代表者により統治され、農政活動を行う全中も含まれている。

この結果、2017年度の全農の取扱高(単体)は4.6兆円に達している。数百万人の組合員が利用することで、全農の青果部門での集荷シェアは3割、生乳や鶏卵でも2割と高い。さらに、卸売業者との連携や輸出に関する取組みも活発である。

販売量と職員数は、社会全体に利益をもたらすような、協同組合の経済的なパワーを表すと理解されている。JAでは、同じグループに属する多数の組合が相互に依存し、さまざまな形で組合員のニーズに応えている。その事業は、農畜産物の集荷や加工のみならず、金融、保険、その他生活面で直接役に立つ多種多様なサービスと広範である。また、教育や若者の支援や男女の機会均等などの活動にも積極的に取り組んでいる。

さらに、JAは事業内容を充実させ、小規模な農業者をもサポートしている。これにより、JAは組合員の農産物の出荷・販売の改革を導きながら、加工やブランド化を促している。同時に、農業生産や食品製造のコストを削減し、組織の合理化を図りながら、国内外での市場競争力の向上に取り組んでいる。こうした戦略を、政府との特別な関係が下支えしており、これもJAモデルの独創性を生んでいる。

2 JAの自己改革は組合員やJA自身はもちろんのこと、日本社会にも大きな変革をもたらす可能性がある

日本の15年の農協法改正は、JAサイドでは自己改革を引き起こすビッグ・バンであり、JAの組織モデルとそれによる組合員の保護の分離を図るものとみなされている。つまり、改正法は、JAに農業関連事業と他の事業の分離を迫るものである。

同時に、19年2月1日に発効した日EU経済連携協定など、日本は複数の国際貿易協定を締結し、関税の削減で貿易の促進を図っている。

しかし、この協定締結は日本の状況を好転させるだろうか。農業者数の減少は続いており、1965年に900万人いた基幹的農業従事者は、98年には200万人台へ減少した。EUと比べ、日本の農業者の高齢化は進んでおり、農家の規模も小さく、農家経済における農業の経営収支は厳しい(MAFF(2018))。こうした状況のまま、日本は、農業・食品が今も戦略的な地位にある国々と、国際市場で競争しなければならなくなったわけである。

3 日本の農協モデルに対するパースペクティブ—軌道修正や改革の方向性—

JAは長い時間を経て発展したものである。フランス民法典はじめ西欧の法律諸制度の継受により天皇制近代国家が確立期に移行する1900年に、産業組合法が制定され、その草創期にはドイツのライファイゼン農村信用組合、戦後の農地解放にあっては米国の制度の影響を受け、JAは発展してきた。

今日の農協は、新たな社会的な要素を取り込む必要がある。そして、これまでと違う要件と、デジタル技術により破壊的イノベーションが生まれるデジタル・ディスラプション時代の経営により協同組合を再定義し、SDGsのためのオリジナルな方向性を打ち出しながら、リーダー的な人材を巻き込むとともに組合員を教育するべきである。

これは、市場競争力の向上といった、単なる経済の問題ではない。環境保全や社会的責任に関する社会問題への一層適切な対応といった、アグロエコロジー(agroecology)や再エネの利用などエネルギー・トランジションの実践という課題が既に俎上にのぼっている。

19年末に発行した、国際規格ISO 26030「持続可能な発展と社会的責任—農業食品分野におけるISO 26000:2010の使用のためのガイダンス」策定にかかる日本のコミットメントは、日本が本気で同分野へ取り組むようになった兆しである。JAは、今日、国際市場での競争力向上に迫られながら、こうした社会的な要求にも挑戦することで、農業者の協同組織としての存在意義を明らかにするであろう。

著者の紹介：マリリン・フィリップ教授はフランス・ボルドー大学経済学部教授。フランス国立農学研究所(INRA)の研究者でもあり、農業協同組合高等評議会(HCCA)の委員も務めている。フランス政府の日仏科学協力助成プログラムの一環として、19年3月に来日し、行政やJA全国連との意見交換や複数のJAへの訪問を通じ、現地調査を実施している。来日の際に農中総研で行われた講演の記録は、『農林金融』19年11月号を参照。

<参考文献>

- EURICSE (2018) *Exploring The Cooperative Economy, Report 2018*, 95 p.
- MAFF (2018) "Summary of the Annual Report on Food, Agriculture and Rural Areas in Japan," May, 57 p.
- ISO (2019) "ISO/TS 26030:2019, Social responsibility and sustainable development — Guidance on using ISO 26000:2010 in the food chain."

(ボルドー大学 経済学部教授 マリリン・フィリップ(Maryline Filippi))

(本稿は、(株)農林中金総合研究所の責任において翻訳・編集したものである。)

原発事故被災地における 農業復興の現状と課題

—復興・創生期間終了後を見据えて—

特任研究員 行友 弥

〔要 旨〕

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故について、政府は復興・創生期間の終了後も復興事業を継続する方針を決めた。

特に、原発事故で被災した福島県については2021年度から10年間にわたって「引き続き国が前面に出て」復興に取り組むとしている。しかし、財源面の制約などから支援対象が絞り込まれていく流れも予想される。

福島県の被災地では、住民が避難していた時期の違いなどによって大きな「復興格差」が生じている。現在も避難指示が解かれていない帰還困難区域をはじめ、それぞれの地域事情に応じた柔軟な対応ときめ細かい配慮が必要であろう。

避難が長引いた地域では大幅な人口減少と高齢化が進み、地域農業の担い手や労働力の確保が困難な状況がある。農地集積のテコとなる農業基盤整備事業の推進や「スマート農業」と呼ばれる省力化技術、いわゆる風評被害に強い作物や収益性の高い品目の導入が課題になっている。

半面、帰還した高齢者の生きがいを支え、地域のにぎわいを創出する小規模な農業の意義も軽視されるべきではない。食と農の多様な営みを通じて都市の消費者や未帰還の住民らを「関係人口」として取り込み、内外の連携を強化して地域を活性化していく工夫も求められよう。

被災地は日本全体で急速に進む人口減少の「最前線」でもある。単なる支援の対象ではなく、そこにおける課題と経験を「自分ごと」として捉えていく視点が問われている。

目 次

はじめに

1 2021年度以降の復興政策

2 原発被災地の現状

(1) 人口減少と高齢化

(2) 進まない営農再開

3 再生への模索

おわりに

はじめに

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故からの復興をめぐり、政府は「復興・創生期間」終了後の2021年度以降も復興庁を存続させる方針を決めた。福島県の実発事故被災地では10年間にわたって復興事業を継続する。しかし、現場では維持される事業の具体的な範囲や個別案件の採択などに不安を抱く関係者も少なくない。

不安の理由は、いわゆる復興格差の大きさであろう。県内では原発事故で被災した^(注1)7市町村に帰還困難区域が残り、避難指示が解除された地域も多くは復興の取組みが緒についたばかりである。とりわけ農業現場では担い手および労働力の減少と高齢化が一気に進み、地域農業の再生が見通せない地域が多い。震災・原発事故発生から10年目を迎えた被災地が抱える課題と未来への展望を改めて考えてみたい。

(注1) 大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、飯舘村、葛尾村、南相馬市。

1 2021年度以降の復興政策

政府は昨年12月20日、東日本大震災の新たな復興基本方針（以下「基本方針」という）を閣議決定した。今年1月下旬に召集された通常国会に関連法案が提出される。

基本方針によると、復興・創生期間が終了する21年3月までだった復興庁の設置期間を10年間延長し、津波・地震被災地（宮

城・岩手両県）では5年間、原発事故被災地（福島県）では当面10年間にわたって復興事業を続ける。

福島県については「引き続き国が前面に立って取り組む」とする一方、復興・創生期間終了後5年目にあたる25年度に「復興事業全体のあり方について見直しを行う」という。

財源面では、復興債や復興特別所得税などを原資とする東日本大震災復興特別会計、関係地方自治体に配分される震災復興特別交付税を維持し、当面5年間の「所要の財源を手当てする」と明記した。具体的な事業規模と財源の枠組みは今年夏ごろに示される。

21～25年度の事業規模は「1兆円台半ば」、11年度以降の累計では「32兆円台後半」になるとの見通しも示した。単年度平均で見ると、21～25年度は11～20年度の1割程度に急減する計算になる。

これは地震・津波被災地における大型公共事業がほぼ完了し、それらの事業費に充てる「復興交付金」が20年度末で廃止されることが主因である。一方、原発事故で被災した12市町村^(注2)の復興を支援する「福島再生加速化交付金」^(注3)（以下「加速化交付金」という）は存続する。

この基本方針案の骨子が発表された際、宮城・岩手両県からは懸念の声も出たが、福島県の内堀雅雄知事は「県の実情を踏まえた」判断として評価する姿勢を示し「中長期的に見ていく必要があるとの認識を、国と共有できている」とコメントした。^(注4)

加速化交付金は事業費の4分の3を国が補助し、残る4分の1を県と市町村が拠出する。自治体側の負担分には震災復興特別交付税が充てられるため、実質的な地元負担はゼロになっている。21年度以降もこの枠組みは続くと思込まれる。

半面、会計検査院によると、17年度までに予算計上された加速化交付金4,268億円の3割近くにあたる1,224億円が不用額（年度内に執行されず、翌年度にも繰り越されなかった金額。いわゆる使い残し分）となった。

これは、公共工事等の計画をめぐり住民との合意形成に想定外の時間を要したことなどが原因とされる。住民の帰還率の低さなどの地域事情が背景にあり、不用額の多さが直ちに「不要な予算計上」を意味するものではないことを指摘しておきたい。

とはいえ、いわゆる国の借金残高が1,100兆円を超える厳しい財政事情や、東日本大震災後も続発する大規模災害の復旧・復興を考えれば、今後は加速化交付金についても対象事業が絞り込まれ、査定が厳しさを増すことが予想されよう。

(注2) 原発事故で避難指示が出た南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、田村市、川俣町、飯館村、川内村、葛尾村。

(注3) 帰還した被災者の生活環境整備や事業再建を支援する交付金。農業関連では主に農地などの生産基盤整備や大規模な農業用施設・農業機械等の導入といったハード事業に充てられる。13年度補正予算で創設。

(注4) 河北新報（2019年11月8日付）

2 原発被災地の現状

(1) 人口減少と高齢化

原発事故の被災地は現在も多くの困難な課題を抱えているが、最大の難問は人口減少と高齢化であろう。昨年12月5日時点の福島県のまとめでは、まだ4万1,701人の被災者が避難を続けている^(注5)。復興庁によると、帰還困難区域の人口は約2万3,000人であり、差し引きで2万人近くが何らかの事情により帰還していない計算になる。

避難指示が解除された地域でも、住民の帰還状況には大きな差がある。解除が早かった田村市都路地区東部や広野町のように帰還率が8割を超える地域もある一方^(注6)、17年春に解除された飯館村、浪江町、富岡町の帰還状況は第1表のとおりであり、原発事故前の人口を回復する見通しは立っていない。

高齢化も一気に進んでいる。毎日新聞の独自集計によると、10市町村の避難指示解除区域において昨年7～8月時点の居住者に占める65歳以上の割合（高齢化率）は42.4%となり、10年国勢調査（各市町村全域）の26.9%を大幅に上回る。17年夏の49.2%から徐々に下がってはいるが、帰還者が高齢

第1表 2017年春に避難指示が解除された3町村の住民帰還状況

(単位 人、%)

	解除時期	2010年国勢調査(A)	現在の居住者(B)	帰還率(B/A)
飯館村	17年3月31日	6,209	1,391(19年12月1日現在)	22.4
浪江町	17年3月31日	2万905	1,154(19年10月31日現在)	5.5
富岡町	17年4月1日	1万6,001	1,177(19年12月1日現在)	7.4

資料 各町村および復興庁、総務省統計局のホームページ

層に偏る傾向は根強い。

富岡町の住民意向調査（昨年8、9月実施）によると、70歳以上の住民（登録者）のうち「既に富岡町で生活している」人は10.1%、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」人は7.4%だったのに対し、29歳以下では帰還している人がゼロ、「戻りたいと考えている」人も3.3%にとどまった。

また、「戻らないと決めている」という回答は29歳以下・30～39歳・40～49歳の3区分のいずれにおいても50%を超えた。戻らない理由（複数回答）は全体の6割が「（避難先で）すでに生活基盤ができています」、4割は「避難先の方が、生活利便性が高い」を挙げた。

極端な人口減少と高齢化は地域農業の再生にも大きな制約要因である。担い手や後継者の不足はもとより、畦畔^{けいはん}や農道の草刈り、水路管理といった集落の共同活動が再

開できないことが担い手にとっても規模拡大の足かせになる。

（注5）福島県ホームページによると、県内への避難者数（昨年11月30日現在）は1万540人、県外への避難者数（同年11月12日現在）3万1,148人、避難先不明者13人の計4万1,701人。

（注6）田村市および復興庁のホームページより。

（注7）毎日新聞福島県版（2019年9月13日付）。同紙が17年夏以降、各市町村に対して半年ごとに行っているアンケートの結果であり、公式の統計ではない。被災12市町村のうち広野町と双葉町を除く10市町村が対象。

（2）進まない営農再開

被災12市町村における農地の面的除染は18年春までに完了したが、営農再開は遅れている。原発事故で営農が休止された農地1万7,659haのうち、昨年春までに作付けが再開された面積は3割にとどまり、福島県営農再開支援事業^{（注8）}が目標とする「2020年度にまでに6割」の達成は厳しいといわざるを得ない（第2表）。

第2表 福島原発事故後の営農再開状況

（単位 ha、%）

	営農休止面積 (11年12月末)	営農再開面積									再開率
		12年度	13	14	15	16	17	18	計		
原発被災12市町村	川俣町	375	0	0	2	1	3	7	103	115	30.7
	田村市	893	10	306	177	24	6	1	1	525	58.8
	南相馬市	7,289	509	216	1,298	△40	898	280	461	3,622	49.7
	広野町	269	9	118	50	18	7	0	7	209	77.7
	楡葉町	585	0	0	4	1	25	18	37	85	14.5
	富岡町	861	0	0	1	1	1	2	6	11	1.3
	川内村	605	0	202	44	41	42	36	1	367	60.7
	大熊町	936	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	双葉町	723	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	浪江町	2,034	0	0	2	0	1	3	11	17	0.8
	葛尾村	398	0	0	0	0	6	5	18	29	7.3
飯舘村	2,330	0	0	0	0	0	9	50	58	2.5	
小計	17,298	528	842	1,578	46	989	361	695	5,038	29.1	
福島市	62	0	20	9	4	7	1	0	41	66.1	
二本松市	67	0	48	8	1	3	1	2	63	94.0	
伊達市	197	0	90	20	0	0	16	△12	114	57.9	
相馬市	35	0	26	0	9	0	0	0	35	100.0	
県合計	17,659	528	1,025	1,615	60	999	380	685	5,291	30.0	

資料 福島県営農再開支援事業実績報告書

（注）四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

前述した農業者の減少と高齢化に加え、除染で表土をはぎ取られたことによる地力低下、避難中に人里へ進出したイノシシやサルの被害も阻害要因になっている。また、米や牛肉、モモなどの品目は全国平均との価格差が解消せず、業務用向けの供給を余儀なくされるなど不利な販売環境が営農意欲をそいでいる面もある。

除染後の農地では、住民で構成する復興組合等が保全管理（除草や耕起）または管理耕作（未帰還の農業者に代わり暫定的に作付け）を行った際の費用が前述の営農再開支援事業によって補助されてきた。^(注9) 保全管理への助成は避難指示解除から3年後に原則として打ち切れ、浪江町、富岡町、飯館村、南相馬市小高区は今春、その期限を迎える。

助成の打ち切りで保全管理が行われなくなり、作付けも再開されない場合は農地が遊休化し荒廃するおそれがある。担い手への農地集積を伴う営農再開ビジョンの策定を前提に延長される特例はあるが、逆に保全管理が長期化すれば本格的な作付けへの移行や農地集積が遅れる。いずれにせよ地域農業の核（農地の受け手）となる経営体を特定し、具体的な農地利用に道筋をつけることが急務であろう。

楡葉町では、水稻作付面積が18年の61haから昨年の175haへ一気に増えた。原発事故前の10年（423ha）との比較では14%から^(注10)41%への急回復である。15年9月の避難指示解除から3年が経過し保全管理への助成が終了したこと、昨年秋に同町内で米のカ

ントリーエレベーター（大規模乾燥調製貯蔵施設）が稼働したこと、さらには、これらの状況を踏まえ県・町・農協などが営農再開に向けて農地の利用調整に力を入れたことが背景とみられる。

農地集積を進める鍵は圃場の大区画化や水利施設の改良を行う農業基盤整備事業である。被災12市町村の大半を含む相双地方^(注11)では49地区4,786haで加速化交付金による農地整備事業の構想がある。しかし、このうち着手済みは22地区2,493haにとどまり、残る27地区2,293haは調査計画中、あるいは検討段階にとどまっている。^(注12)

実務経験を持つ市町村職員の不足や「所有者不明農地」^(注13)の存在なども足かせだが、最大のネックは関係者の合意形成であろう。避難が長引いた地域では、帰還していない農地所有者や耕作者も多く、事業への同意取得などに時間を要する。^(注14) 事業採択にあたっては、こうした地域事情への配慮が欠かせない。

農地や施設が整備されても、それを活用する経営体がいなければ農業は再生しない。公益社団法人福島相双復興推進機構（通称・福島相双復興官民合同チーム）の営農再開グループが17年4月～18年12月に被災12市町村の農業者（認定農業者を除く）を訪問して聞き取ったところ、回答した1,429者のうち「既に営農再開済み」は24.6%、「営農再開を希望」は15.1%で、残る60.3%は「未定」または「再開の意向なし」だった。この調査で訪問した農業者は全体の15.4%であり、ほかにも営農再開を断念した農業者が多く

含まれているとみられる。

一方、「未定」または「意向なし」と答えた861者のうち、既に農地の「出し手」になっているのは63者（7%）、出し手となる意向「あり」は640者（74%）に上り「農地を荒らしたくない」という農地所有者の心理もうかがえる。

これより2年ほど古いデータだが、16年7～11月に農林水産省と福島県が被災12市町村の認定農業者708人を対象に行った意向調査（回答率73.7%）によると、回答した522人のうち「営農再開済み」は322人（61.7%）、「営農再開希望」は122人（23.4%）で担い手層の営農意欲の強さが確認された。

こうした農業者・農地所有者の意向を踏まえば、基盤整備などで営農再開の条件を整えつつ「人・農地プラン」の策定や実質化^(注15)、農地中間管理機構の活用などを通じて農地の出し手と受け手のマッチングを加速していくことが求められよう。

ただし、既存の認定農業者も高齢化が進み、特に避難指示が長期化した地域では後継者の確保が難しい現実がある。基本方針では「移住の促進や交流人口・関係人口の拡大」「外部からの参入」など、地域外から活力を導入する必要性も強調されている。

実際に原発事故被災地では、地域外からの企業参入や新規就農の実例が散見される。ただ、こうした「落下傘的」な参入に地元農業者が反発する例もあるという。農業再生はあくまで地元主導を基本とし、新規参入は丁寧な調整を心がけながら進める必要があると思われる。

(注8) 国の補助金を原資に県が基金を造成し、営農再開の取組みを支援する事業。放射性物質の吸収抑制対策や鳥獣害対策なども対象。事業期間は20年度まで。

(注9) 保全管理の場合、10aあたり年3万5,000円を上限に支給。

(注10) 福島県相双農林事務所双葉農業普及所調べ。

(注11) 相馬郡・双葉郡を合わせた地域。被災12市町村のうち、川俣町と田村市を除く10市町村が含まれる。相馬市と新地町は相双地域に含まれるが被災12市町村には含まれない。

(注12) 昨年10月現在、福島県相双農林事務所まとめ。

(注13) 相続の未登記などによって実際の所有者が特定できない、または所在がわからない農地。

(注14) 土地改良法上は事業参加資格者（農地所有者・耕作者）の3分の2以上の同意があれば事業申請が可能だが、円滑な事業推進を担保するために100%近い同意を得るのが通例となっている。

(注15) 集落内の話し合いなどを通じて具体的な農地の出し手・受け手を特定するなど、既存の人・農地プランを実効性のある内容に見直す作業。

3 再生への模索

地元農業者か新規参入者かを問わず、直面する最大の難問は労働力の確保であろう。人口が激減した多くの旧避難指示区域では、常勤の作業員だけでなくパートやアルバイトの募集も難しい現状がある。

それに対する一つの答えは、省力化技術の導入である。16年7月に避難指示が解除された南相馬市小高区の株式会社紅梅夢ファーム（佐藤良一代表取締役）は昨年、水稲29ha（直播栽培）、大豆11ha、ナタネ6haなどを作付けした。同社は農林水産省のスマート農業関連実証事業に参加し、自動運転の農業機械（トラクター、コンバイン、田植え機）を導入している。地元高校の新卒者ら若手4人を雇用し、今年は米で50haを目

指す。

ただ、無人農機は山すその狭い圃場では使えず、通常の水田でも構造物の多い外周部は人手による作業が求められる。また、3台まで同時に操作できるものの実際は作業者が立ち合う必要がある。公道の無人走行はできないため圃場間の移動などに時間がかかり、必ずしも効率は良くないという。スマート農業が現場で「使える技術」になるまで、当分は試行錯誤が続くと見込まれる。

獣害対策や除草も課題になっている。同社は全圃場にイノシシ除けの電気柵を張っているが、雑草が伸びて電線に触れると電圧が下がり効果がなくなる。避難先から帰還しない住民（農地所有者）も多く、かつて集落で行っていた除草などの負担が重い。「田んぼの周囲は自分たちでやるが、農道などは集落でやってもらえたら」と佐藤氏は話す。

同社では原発事故以前から使ってきた乾燥調製施設（ライスセンター）が老朽化し更新時期を迎えている。南相馬市は加速化交付金を活用したカントリーエレベーターを21年に稼働させる予定だが、同社は宮城県内の企業や農業法人と提携し包装米飯（パックご飯）用に米を出荷しているため、自社専用のライスセンター整備を希望している。

被災地では乏しい労働力の有効活用や安定的な収益確保を図るため、新規作物の導入も進められている。

飯舘村や浪江町、葛尾村などではトルコギキョウなど花き栽培に取り組む農業者が

増えているほか、相双地方の各地で業務用タマネギ、サツマイモ、ワイン用ブドウ、イチゴ、ナタネ、ソバ、エゴマなどの栽培が広がっている。檜葉町では大阪の食品メーカーの子会社が17年から加工用サツマイモを生産しており、昨年は約30ha、20年は50ha規模に達する見通しだ^(注16)という。

業務・加工用作物や花き類はいわゆる風評被害に強いというメリットがある。農林水産省は「被災12市町村高収益化産地構想」^(注17)を掲げ、関係機関による検討会を開くなどして導入を推進する考えである。安定的な供給を確保するための団地化や提携先企業の発掘が鍵になろう。

耕作放棄地の拡大を防ぐ観点からは、飼料用作物の生産や水田放牧など農地の「畜産的利用」も重要な取組みといえる。

飯舘村では昨年、和牛繁殖の再開が10戸を超えた。以前は稲作などのかたわら数頭の繁殖用雌牛を飼育するような小規模経営が一般的だったが、再開した繁殖農家は専業でそれぞれ数十頭規模を飼っている。子牛の高値が続いていることを背景に、繁殖・肥育の一貫経営も登場している。

耕畜連携による農地の活用も取り組まれている。同村関根・松塚地区では山田豊氏と父の猛史氏による繁殖用雌牛の放牧が4年前から始まり、その場として水田や畑も使われている。昨年は加速化交付金による大規模な牛舎が完成した。「飯舘牛」ブランドの復活へ向け、現在約50頭の飼養頭数をさらに増やす意気込みである。

同村上飯樋地区では、集落営農組織「13

区営農組合」が昨年秋に法人化され、牧草やホールクロップサイレージ^(注18)の生産に乗り出した。相双地方の酪農家5人が14年に福島市で設立した株式会社フェリスラテが同村内に子牛の育成施設を開設し、13区営農組合の飼料もそこに供給される。

田村市では昨年3月、福島さくら農協が出資する法人がキャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)を開設した。畜産農家から子牛を預かり育成・出荷する預託事業のほか、自らも繁殖・育成に取り組み、新規就農者の研修機関としても期待されている。

生産基盤の整備に加え、都市住民ら消費者との関係構築も復興の推進力になる。平成から令和への改元が行われた昨年5月1日には、原発事故で休業していた飯舘村佐須地区の農家レストラン「気まぐれ茶屋ちえこ」が営業を再開した。週3日の営業だが、古民家風の店内は村内外からの客でにぎわっている。経営者の佐々木千栄子さんは避難中に夫の勝男さんを亡くし、自らも重病を患うなどした。苦難を乗り越えて営業を再開した理由について「ここに来れば



農家レストランを再開した佐々木千栄子さん



飯舘村佐須地区に開設された農泊施設

お父さん(勝男さん)と一緒にいられる気がするから」と話す。

同地区では同じ5月、住民団体が農泊施設「風と土の家」をオープンした。原発事故直後から村の復興を支援してきたNPO法人「ふくしま再生の会」(18年に本拠地を東京から飯舘村に移転)が開設・運営をサポートし、同会の現地での活動などに利用されている。

同会の副理事長で地区の行政区長も務める菅野宗夫氏は「原発事故は普通の自然災害とは違う。支援する、支援されるという一方通行の関係ではなく、生きていくうえで大事なことを一緒に学び合う関係を作っていきたい」と強調する。

飯舘村南部の大久保・外内地区^{よそうち なかしょう}では長正増夫区長を中心とした住民グループがエゴマや雑穀の栽培に取り組み、消費者との提携の道を探っている。

昨年11月には、食と農と地域をつなぐ活動に取り組む東京のNPO法人「コミュニテイスクール・まちデザイン」の会員ら15人が現地を訪問し、住民らと交流会を開いた。総勢約60人が地元産のエゴマや小麦で料理

を作り試食、懇談した。同地区はまだ帰還していない住民も多いが、長正区長はこうした機会を生かして地域を越えたつながりを維持・発展させたい考えである。

(注16) 河北新報 (2019年6月7日付)

(注17) 消費者の選択ではなく、流通業者が福島県産品を扱わない状態が定着したという実態もあるため「風評被害」という表現は不適切との指摘がある。

(注18) 青刈りしたイネを葉や茎ごと発酵させた飼料。

おわりに

原発のシビア・アクシデントという国内で前例のない災厄に見舞われた福島県の農業・農村は、避難期間の違いなどによる地域差が大きく、民間を含む復興支援は地域事情に応じた柔軟な進め方が求められる。避難指示が解かれていない帰還困難区域もあり、原発の廃炉作業が数十年にわたることなどを考え合わせれば、今後も10年を超える息の長い取り組みが必要になるろう。

一方で国・地方の厳しい財政事情や、東日本大震災後も相次ぐ大災害の発生を考えると、支援対象が絞り込まれていく流れも覚悟せざるを得ない。公的支援を前提にした緊急避難的な対応が無期限に続くことは期待できず、帰還困難区域を除く多くの地域が新たな段階への飛躍を迫られている。

そこで農業者が直面するのは、劇的な人口減少と高齢化である。限られた担い手、乏しい労働力を最大限に生かして農業復興を進めるには「スマート農業」と呼ばれる新しい技術体系や収益性の高い新規作物の

導入などが課題になる。

半面、地域農業は非農家住民を含むコミュニティや都市の消費者ら多くの人々とのつながりに支えられている。大規模な土地利用型農業を営む場合も、かつて集落の共同活動によって担われていた草刈りや水路の管理などをどう維持していくかが課題になる。いわゆる風評被害の克服には、消費者との直接的な信頼関係を構築していくことも必要であろう。

人口減少に対応した農業の模索と並行し、人口減少そのものへの対策、すなわち「地域に人を呼び戻す」「外から人を呼び込む」取り組みも求められる。

飯舘村は、帰還した高齢者らによる小規模で自給的な「生きがい農業」にも村独自の支援を実施している。その件数は17~19年の累計で約350件に達し、30~40代など若手(注19)の就農事例や本格的な「なりわい農業」にステップアップするケースも生まれている。

近年、地方創生の文脈で注目される「田園回帰」や「関係人口」(注20)「多業」といったキーワードは原発被災地にも無縁ではない。原発事故をきっかけに関心を抱いて関係人口となり、さらには移住・就農する人々もいる。未帰還の住民も広義の関係人口として包摂する視点があっていい。

当然のことながら、これまでの復興は外部から注入される「ヒト・モノ・カネ」によって進められてきた。今後はそれらを内在化し「フロー」から「ストック」に変えていく視点が重要であろう。そのうえで持

続可能な「内発的発展」を目指さなければならぬ。

最後に、被災地の現状は近未来の日本の縮図でもあることを指摘しておきたい。昨年の全国の出生数は1899年の統計開始以来、初めて90万人を割り込み86万人になった。国立社会保障・人口問題研究所の予測より2年早い減少ペースであり、死亡数から出生数を差し引いた人口の自然減は過去最大の51万人に達した。「地方消滅」と呼ばれる事態の加速が一段と懸念される状況になっている。

飯舘村の菅野氏が指摘するように、被災地を「支援の対象」と捉えるだけでは不十分である。問われているのは「自分ごと」であり、それを被災地の人々と一緒に考えていくべきであろう。

(注19) 飯舘村では生計を得るための農業を「なりわい農業」と呼び「生きがい農業」と区別している。

(注20) 「田園回帰」は若者らが大都市圏から地方、特に農山漁村に移住する現象。「関係人口」は地域に居住はしないが、さまざまな形で地域と継続的なかわりを持つ人々。地元生活拠点を

置く「定住人口」や観光などで一時的に訪れる「交流人口」と区別される。「多業」は同時に複数の仕事（ボランティアなどの非営利活動も含む）をする働き方。たとえば「地域おこし協力隊」として都会から移住した若者が、農業を営みながら直売所運営やイベント企画に携わるといったケース。

<参考文献>

- ・飯舘村（2019）『広報いいたて』1～12月号
- ・岡山信夫（2019）「震災復興と関係人口—福島事例から考える—」『農林金融』3月号
- ・東北農政局（2019）『震災復興室だより』第29～33号
- ・福島県「ふくしま復興ステーション」（復興情報ポータルサイト）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>
- ・福島県相双農林事務所農業振興普及部（2019）『農業振興普及部だより みどりのこだま』第90～92号
- ・行友弥（2015）「福島県の農業復興へ向けた課題—求められる『つながり』の回復—」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2016）「岐路に立つ福島県の農業—風評被害克服と営農再開へ向けた課題—」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2017）「福島原発事故からの農業再生—復興『加速』論がはらむ問題点—」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2018）「福島原発事故から7年—農業再生の現状と課題—」『農林金融』3月号
- ・行友弥（2019）「未来へバトンをつなぐ若手農業者たち—原発被災地における後継者と新規就農者の動向—」『農林金融』3月号

（ゆきとも わたる）



農業分野におけるEUの競争政策とその動向

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

EUにおいては、市場志向的政策のもと、生産者組織を通じた農業生産者のサプライ・チェーンにおける地位・交渉力の強化が重要な政策の一つとなっており、そのため競争法の適用免除に関する制度的枠組みの整備とその拡充が図られてきている。

農業分野に対するEU競争法のルールの適用については、農業の特性に配慮し、EU機能条約（TFEU）第42条の規定に基づきEU議会と理事会が共同で定めるところによることとされ、共通農業政策（CAP）の一環として共通市場機構規則（いわゆるCMO規則）の定めによって、通常であれば競争法違反に問われる農業者の一定の協調行為等について、競争法一般のルールの適用を免除している。

2017年には、EU競争法の適用免除の措置の整備・拡充等を図るためのCMO規則の改正が行われ、さらに19年春には、EU競争法の分野に初めて、農業および食品サプライ・チェーンにおける不公正な取引慣行〔優越的地位の濫用〕を禁止する指令がだされた。

目 次

はじめに

1 EU競争法の法的枠組み

2 農業分野へのEU競争法の適用

(1) 概要

(2) 適用の免除と除外

3 CMO規則に定める競争法の適用免除の内容

(1) 通則的な適用免除

—農業生産者および農業生産者の団体等の協定等（CMO規則209条関係）—

(2) 認定生産者組織（POs）/生産者組織の団体（APOs）の行為の適用免除

(3) インターブランド・オーガニゼーションの機能と要件

(4) バリュー・シェアリング

(5) POs等のルールの拡張

(6) 危機的市場のもとでの適用免除

(7) 不公正な取引方法の禁止

4 契約関係と団体交渉

おわりに

はじめに

EUの共通農業政策（以下「CAP」という）は、市場志向的になってきており、その結果、EUの農業はグローバル市場に統合されつつある。ミルクと砂糖のクォータ制度の廃止は、このプロセスの最終的なステップに位置づけられよう。この開かれた市場は、農業者にとって機会であると同時に多くの課題が残されている。過去、価格支持政策に支えられてきた農業生産者は、組織化されたとしても相互に分断されたまま、価格変動等といった市場リスクがしわ寄せされるといった危険にさらされている。これに対処するためのCAPの重要な施策の一つとして、サプライ・チェーンにおける農業生産者の地位の強化のための生産者の組織化に向けた制度的枠組みの整備が重要視されてきている。

現在（2014～20年）実施中のCAPの枠組みを設定した13年の改革では、市場施策の一つとして、それまでのいくつかの共通市場機構規則を置き換える形で新たな共通市場機構規則（REGULATION (EU) No 1308/2013、いわゆるCMO Regulation、以下「CMO規則」という）を制定し、農業者が競争法の適用を免れて協調行為を行える制度的枠組みを拡充した。すなわち、団体交渉（collective bargaining）に関する条項をいくつかの農業分野に拡大するとともに、加盟国のオプションとしてではあるがすべての分野にわたって農産物の出荷契約（delivery

contracts）の書面による契約化を促す制度的枠組みを整備し、また危機的市場のもとでのセーフガード条項を設けるなどの改正がなされた。

しかしながら、EU委員会、閣僚理事会（以下「理事会」という場合、断りがないかぎり閣僚理事会をいう）およびEU議会は、ともに更なる改善の必要性を認識し、16年には農産物市場タスクフォース（Agricultural Markets Task Force, AMTF）を立ち上げた。AMTFは、同年11月には最終レポートをまとめ、現行措置の拡充とあわせ現行措置を活用しやすいものにするための勧告を行った。その後、EU委員会ではこのレポートを踏まえて、砂糖分野に適用されているいわゆるバリュー・シェアリング条項の拡大を含めたサプライ・チェーンの改善のための協議を開始した。18年の早い時期には制度改正を行う計画であったが、それを待たず理事会と議会は予算協議の一環として17年10月には農業分野の競争法の適用除外の拡充措置に関する合意をするに至った。

さらにまた、19年4月にはEU競争法の分野に初めて、農業および食品サプライ・チェーンにおける不公正な取引慣行〔優越的地位の濫用〕を禁止する制度的枠組みが用意されることとなった。

1 EU競争法の法的枠組み

わが国の独占禁止法のような独立した競争法が実定法として存在しているわけではなく、実定法としては、一次法（Primary

Legislation) である条約（現行の基本条約は、09年12月に発効したリスボン条約により改正されたEU条約とEU機能条約〔これらの附属議定書および附属文書も含む〕）、それに基本条約を根拠に制定される二次法（Secondary Legislation）としての規則（Regulation→加盟国の国内法に優先）、指令（Directive→加盟国の政府に対してのみ直接的な法的拘束力を及ぼすもの）、決定（Decision→対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼすもの）があり、3つ目に判例（Case-Law）をあげることができる。

これらのうち実体的規定の中心は、次の4つである。

①EU機能条約（Treaty on the Functioning of European Union、以下「TFEU」という）第101条・・・競争制限的協定・協調的行為の禁止

②TFEU第102条・・・市場支配的地位の濫用行為の禁止

③TFEU第107条・・・競争をわい曲する加盟国による補助の禁止

④企業結合を規制する理事会規則（Council Regulation (EC) No 139/2004）

なお、規則（Regulation）には、理事会が制定するものとEU委員会が制定するものがある。理事会が制定した規則には、上記④のほか、「TFEU第101条および第102条の適用に関する規則^(注1)」、特定の事業分野や一定の範囲の共同行為についてTFEU第101条第3項の規定に基づき同条第1項の適用を免除するルール（いわゆる一括適用免除規則〔Block Exemption Regulation〕）の制定を

EU委員会に授権する規則等がある。

ただし、農業分野に関しては、CAPがあり、当該分野に対する競争法の規則の適用に関しては、後述するように、TFEU第101条以下の規定が直ちに適用されるわけではなく、TFEU第42条の規定に基づきEU議会と理事会が共同で定めるところによることとされている。

EU委員会が定める規則は、理事会規則による授権に基づき定めたもので、上記の一括適用免除規則（複数存在）、それに国家補助についてのTFEU第107条の規定の適用^(注2)に関し域内市場に適合すると認められる一定の国家補助の類型を定め、委員会への事前届出義務を免除した規則が重要なものである^(注3)。

(注1) Council Regulation 1/2003/EC of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty ([2003] OJ L 1/1) .

(注2) 域内市場（internal market）は、共通市場（common market）ともいうが、共通市場は輸出入を画する市場を含む概念であるのに対し、域内市場はその内部の側面である。

(注3) Commission Regulation (EU) No 651/2014 of 17 June 2014 declaring certain categories of aid compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty ([2014] OJ L 187/1).

2 農業分野へのEU競争法の適用

(1) 概要

EU競争法は当然ながら農業分野にも適用されるが、TFEUは農業分野に対する競

競争法のルール適用に関し特別な定めをおいている。すなわち、TFEU第42条は、EU競争法がどの程度・範囲で農業分野に適用されるかにつき、CAPの目的を考慮して定める権限を立法者（理事会）に与えている。このCAPの目的とは、①農業生産の生産性の向上、②農業コミュニティの公正な生活水準の確保、③市場の安定化、④供給の安定性の確保、および⑤消費者への適正な価格での供給の確保である（TFEU39条）。

TFEU第42条の文理解釈からもそうであるように、欧州司法裁判所（ECJ）はCAPの目的が競争法の目的に優先するという原則を確認してきている（Case C-139/79, Case C-280/93, Case C-137/00, Case C-671/15）。

理事会は、農業分野に関しては、理事会規則No 1184/2006^(注4)と農産物市場の基本法^(注5)であるCMO規則を設け、多くの適用免除（derogations）を認めつつ、EU競争法を適用するとしている。両規則は、その内容が実質的に重なり、CMO規則がより詳細な定めをおくものとなっている。

このCMO規則による競争法の免除の定めは、以下で説明するように適用免除となる農業生産者の行為と要件を規定したものである。

(注4) Council Regulation (EC) No 1184/2006 of 24 July 2006 applying certain rules of competition to the production of, and trade in, agricultural products ([2006] OJ L 214/8).

(注5) CMO規則は、07年に品目ごとに複雑に分かれていた21の規則が単一のCMO規則として一元化されたが、その後13年にはサプライ・チェーンにおける農業生産者の地位・交渉力の向上とそのための生産者組織の役割の強化を狙い、07年のCMO規則を置き換える形で新たなCMO

規則が制定された（REGULATION (EU) No 1308/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007 [[2013] OJ L 347/671])。その後、17年にはその延長線上で、いわゆるオムニバス規則（REGULATION (EU) 2017/2393 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 December 2017 amending Regulations (EU) No 1305/2013 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD), (EU) No 1306/2013 on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy, (EU) No 1307/2013 establishing rules for direct payments to farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy, (EU) No 1308/2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and (EU) No 652/2014 laying down provisions for the management of expenditure relating to the food chain, animal health and animal welfare, and relating to plant health and plant reproductive material [[2017] L 350/15])によりCMO規則が改正された。

(2) 適用の免除と除外

CMO規則は、TFEU第101条から106条の規定は同規則に別段の定めがある場合を除き農産物の生産および通商（取引）に関連する協定、決定、行為のすべてに適用する旨定める（同規則206条1項）とともに、多くの別段の定めをおく。

このほか、農業分野だけを対象としたものではないものの、TFEU第101条第3項^(注6)の規定に基づくいわゆる一括適用免除規則による適用免除制度があり、また同項を根拠に個別の事情に応じて適用が除外となる場合がある。したがってこの第3項の規定

は、ある行為がTFEU第1条に違反するかどうかに関し争いが生じたときの防御としても使えるが、重要なのは前者の一括適用免除規則であり、農業協同組合にもっとも関連するものは、そのうちのいわゆる専門化協定^(注7)にかかる一括適用免除規則である。

この免除規則は、農業分野に限るものではないが、農業生産者の共同による農産物の生産の計画、共同出荷、それらの共同加工や加工製品の販売に関する協定を可能にしている。協定に参加する当事者の関連市場におけるシェアの合計が20%を超えないという前提条件があるが、加工食品の関連市場は通常EUの国内市場であるため、市場支配的な地位にある協同組合を除き、農業協同組合の多くはCMO規則の定めによらずともその共同・協調行為に関しては競争法の適用が除外されることとなる。

この一括適用免除規則とは別に、CMO規則による別途の適用免除制度があるので、以下でその具体的な内容を見てみよう。

(注6) TFEU第101条第3項は、① 協調行為 (concerted practice) によってもたらされる恩恵に消費者が公正にあずかれる、② 当該競争制限の手段が当該協調行為の目的達成のために必要不可欠である [Proportional Principleの適用]、③ 協調行為に参加する事業者に対し当該製品の主要な部分についての競争を排除する可能性がないという条件で、当該協調行為にかかる取り決めが商品の生産または流通の改善または技術もしくは経済的進歩に貢献する場合には、同条第1項に抵触しないと宣言することができる旨、定める。

(注7) COMMISSION REGULATION (EU) No 1218/2010 of 14 December 2010 on the application of Article 101 (3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of specialisation agreements ([2010] OJ L335/43).

3 CMO規則に定める競争法の適用免除の内容

(1) 通則的な適用免除

— 農業生産者および農業生産者の団体等の協定等 (CMO規則209条 関係) —

価格を固定する義務を課さず、また競争を排除せず、かつ、CAPの目的を損なうものでないかぎり、農業者の共同・協調行為は許容される (CMO規則209条1項)。適用除外の範囲に関しては、同規則第209条1項第2号は「TFEU第101条第1項は、TFEU第39条の目的を損なわないかぎり、農業者、農業者の団体またはそれらの団体ならびに本規則第152条または第161条の規定に基づき認定された農業生産者組織 (POs) ならびに本規則第156条の規定に基づき認定された農業生産者組織の団体 (APOs) の農産物の生産ないし販売、また農産物の貯蔵、処理ないし加工のための共同施設の利用に関する協定、決定および協調行為には、適用しない」旨、定める。

農業者の団体 (farmers' associations) には協同組合が含まれるが、競争法の適用除外がここに明示された行為にかぎられるのかどうかについては、明らかではないものの、エンダイベ事件についてのECJの先行判決 (Case C-671/15, ECLI:EU:C:2017:860) に従うかぎり、当該目的を達成するに必要な行為も含まれると解すべきこととなる。

なお、当該協定、決定および協調行為が

CAPの目的と整合的であるか、したがって競争法の適用が除外される行為であるか否かについては、EU委員会に意見を求めることができる（CMO規則209条2項2号）。これは、17年のオムニバス規則により追加された内容であるが、13年の改正で、委員会による事前承認に関する規定をなくした結果、法的判定性を欠くことになったことを踏まえて措置されたものである。

(2) 認定生産者組織（POs）/生産者組織の団体（APOs）の行為の適用免除

a 加盟国による認定生産者組織（POs）/生産者組織の団体（APOs）の認定

EUは、POsの食料サプライ・チェーンにおける重要性を認識し、CMO規則は、POsが所在する加盟国に同規則に定めるPOの認定^(注8)を求めることができるとし、認定されたPOsの一定の行為、例えばその会員のために行う農産物の販売条件に関する団体交渉、生産の計画化その他の農産物の出荷計画等に関してEU競争法の適用を免除する規定をおいている。

POsは、特定の法形式は要請されておらず、農業協同組合^(注9)も当然ここにいうPOsに含まれるが、認定を受けるためには一定の要件を満たすことが必要である（CMO規則152条）。

それはCAPの目的を達成するために必要であるからにほかならない。具体的には、生産者のイニシアティブによって設立され、特定の分野の当該品目ごとにその生産者に

より設立、民主的に管理される組織で、少なくとも①共同加工、②販売のための共同プラットフォームや共同輸送を含む共同出荷、③共同梱包・ラベリングまたは販売促進、④品質の共同による管理、⑤機械装置または貯蔵施設の共同利用、⑥生産に直接関連した廃棄物の共同管理、⑦生産資材の共同調達、⑧その他注に掲げる目的のうち^(注10)少なくとも一つ以上を共同で追求するためのサービスの提供活動を行うものであること、とされる。

このほか、これ以外に必要な要件として、最低メンバー数やPOがカバーする生産物の数量ないしは価額等があるが、これらは加盟国の定めるところに委ねられている（CMO規則154条1項）。

ところで、APOsは、CMO規則第152条の規定の適用に関しては、POsと同じものとして取り扱われる（同条の1b項）ので、以下特段の断りがないかぎり、POsに関する説明はAPOsを含むものとして理解されたい。

POの定款は、①メンバーに対し、生産報告、生産、販売および環境保護に関連して生産者組織が採用したルール^(注10)の適用とルールの決定、採択、修正の手続きが定められていること、②メンバーが加盟国の2つ以上の異なる地域で農業生産を行っている場合であって加盟国が許容するときを除き、生産物ごとに一つのPOのメンバーでなければならないこと、③統計目的で当該POから求められる情報を提供することができるようになっていないこと、その他④a①か

ら③の決定、⑥POに必要とされる出資の義務、⑦メンバーが民主的に組織や意思決定を検査できること、⑧定款に定める義務、とりわけ出資義務や定款で定められたルールに違反した場合のペナルティ、⑨新規会員の加入、および少なくとも1年以上は組合員でなければならないといった期間に関するルール、⑩組織の運営にかかる会計・予算に関するルールを定めたものでなければならないこと、とされる（CMO規則153条1・2項）。

なお、POとして認定する制度を設けるか否かは原則として加盟国の任意であるが、認定の承認申請があれば加盟国はその義務として認定の可否を決定しなければならない分野がある。すなわち、野菜・果実、オリーブ・オイル（テーブル・オリーブを含む）、蚕、ホップおよび生乳・乳製品分野のPOsがそれであり、認定するか否かは加盟国の任意ではなく義務とされている（CMO規則159条、161条）。

さらに歴史的な経緯もあり、野菜・果実部門と生乳・乳製品部門のPOsに関しては、他の分野のPOsとは要件が少し異なっている。

すなわち、野菜・果実部門のそれは、①需要に応じた生産（数量・品質）の計画を確実なものにする、②メンバーによる直接販売を含め出荷の集中および市場出荷、③環境・動物福祉に関連した投資にかかる生産コストと利益の最適化および価格の安定化という目的のうちのどれか一つ以上の目的を追求するものでなければならず、定款

によりそのメンバーの生産物の全量につき当該POを通じて販売することを求めるものであることが要件とされている（CMO規則160条1・2号）。

また、生乳・乳製品部門のPOに関しても①需要に応じた生産（数量・品質）の計画を確実なものにする、②メンバーによる直接販売を含め出荷の集中および市場出荷、および③生産コストの最適化と価格の安定化（野菜・果実部門とは規定ぶりが若干異なる）という目的のうちの一つ以上を追求するものでなければならないが、他の分野のPOsの場合とは異なり、共同加工、共同販売等のいわゆる共同経済事業を行うことはPOsとしての必須の要件ではない（CMO規則161条1項）。なお、POの定款の記載要件（前述のCMO規則153条1・2項）は、生乳・乳製品分野のPOには適用にならないが（同条3項）、認定要件としてではないものの同様な規制が存在する。

（注8） 複数の国にメンバーがまたがるPOsの場合には、その本部がある国または当該販売農産物等の生産の大部分を占める加盟国が認定。

（注9） 協同組合の概念も加盟国によって異なるという事情があり、POsの概念は様々な農業者の組織の法形式をカバーできるようにするために採用されたものである（Chauve et al. (2014) p.305）。協同組合は加盟国の法律で定義されるが、POsの一種である。

（注10） ①需要に応じた生産（数量・品質）の計画を確実なものにする、②メンバーによる直接販売を含め出荷の集中および市場出荷、③環境・動物福祉に関連した投資にかかる生産コストと利益の最適化および価格の安定化、④持続可能な生産方法、革新的な生産、経済競争力および市場開発に関する研究・開発、⑤環境を考慮した耕作方法、技術および動物福祉を考慮した飼育方法、技術の普及ならびに技術的補助の提供、⑥生産基準書の使用、原産地呼称保護または国家品質保証ラベルを伴う原産地保護の生産物の

品質の改良、生産物の開発の促進・技術的支援の提供、⑦副産物、とりわけ水、土壌、景観の保護のための廃棄物の取扱いおよび生物多様性の維持または促進の管理など、CMO規則第152条第1項の subparagraph (c) に列記された目的(全部で11項目)。

b 認定POsの競争法適用の免除

(a) すべての農業分野の認定POs

加盟国によって認定されたPOsは、TFEU第101条の競争制限行為の禁止規定にかかわらず、生産計画、生産コストの最適化、市場出荷、そしてそのメンバーのためにそのすべての生産物(全量または一部)に関し販売(供給)の契約条件を交渉することができる(CMO規則152条第1 a項1号)。この競争法の適用除外の明文化は、17年のオムニバス規則によるものである。

なお、契約の交渉が可能であるためには、①上記(注10)の①から⑦までに掲げる活動の一つ以上が現に行われ、TFEU第39条で掲げるCAPの目的達成に貢献すること、②メンバーの生産物の所有権がPOに移転するものであるか否かにかかわらず、当該POによって集中出荷され市場に供給されること、③価格交渉はメンバーの一部またはすべての生産物の総量について価格が同じであるか否かを問わない(したがって、当然ながら品質によって価格は異なり得る)こと、④生産者は当該農産物に関して他のPOのメンバーではないこと(生産者が地理的に異なる生産地で同じ農産物を生産していて複数のPOへの加入を加盟国が認めている場合を除き、また当該農産物は、そのPOのメンバーではない農業協同組合のメン

バーであることに起因し定款その他の規則により当該農業協同組合に出荷義務を負ったものを考慮しない)、という前提条件が満たされていることが求められる(CMO規則152条1 a項2・3号)。

以上が、すべての農業分野に共通するルールであり、オムニバス規則によって、認定POの要件と認定POによる農産物の供給に関する契約の交渉についての特別の定め(改正前は関連市場におけるマーケット・シェアの上限規制があった)をおいていたオリーブ・オイル部門(CMO規則169条)、同じく牛肉・子牛部門(同170条)および一定の穀物(同171条)に関する条項は削られ、すべての農業部門に共通する規定である上述のCMO規則第152条の規定に統合された。

(b) 特定の農業分野の認定POs

認定POsによる原産地呼称保護(Protected designation of origin)または地理的表示保護(Protected geographical indication)を伴うチーズやハムの供給(supply)に関する特別の規制(CMO規則150条、172条)が存在しているほか、生乳・乳製品分野に関しては特別のルールが適用される(同148条、149条、161条)。ここでは、生乳・乳製品分野の契約の交渉に関するルール(同149条)に限定して説明しておこう。

生乳・乳製品分野の認定POは、その農業者であるメンバーのために、その生産物の全部または一部につき、農家の加工業者または集荷業者(生乳の第1次の購入者)に対する生乳の出荷にかかる契約に関し交渉を

することができる（CMO規則149条1項）。このPOによる交渉は、当該生乳の当該POへの所有権の移転の有無を問わず、また価格交渉は生産物の総量について価格が同じであるか否かを問わず、次のすべての条件を満たす場合に可能とされている（同条2項）。また、他の分野のPOsとは異なり、PO自体は市場への出荷義務を負うものであることを要しないが、産品の特性と出荷契約で供給量等は定まるので不都合はないということであろう。

①当該交渉にかかる生乳の総量がEUの総生産量の3.5%以下で、各加盟国の国内生産量の33%を超えるものでなく、かつ、各加盟国の国内出荷量の33%を超えないこと

②メンバーである農業者は、当該生乳の交渉に関し他のPOのメンバーではないこと（ただし、農業者の生産拠点が地理的に別の他の地域に存在する場合で加盟国が認めるときを除く）

③当該生乳は、農業協同組合のメンバーであることに起因し定款その他の規則により当該農業協同組合への出荷義務を負ったものではないこと

④POが加盟国の当局に交渉の対象数量を通知すること

ただし、前述の国内生産量または出荷量の33%を超えないという要件にかかわらず、一つの国において生産または出荷される生乳にかかる交渉対象の数量が50万トン未満で、かつ、当該国の総生産量の45%を超えないかぎり、団体交渉が許される（同条3項）。

(3) インターブランチ・オーガニゼーションの機能と要件

加盟国は、関係当事者の申請により、農業の各分野においてインターブランチ・オーガニゼーション（interbranch organisations、以下「IBOs」または「IBO」という）を認定することができることとされている（CMO規則157条1項、158条）。

IBOsは、該当する農業分野のサプライ・チェーン内の事業者間の相互理解の促進と当該分野の発展の利益を分かち合うための組織であり、特定の農産物の垂直的統合組織として、サプライ・チェーンを構成する農業生産者の代表と農産物のサプライ・チェーンの少なくとも一つの他の部門の代表者（食品の加工や流通業を営むものなど）とで構成されるものでなければならない（同157条1項の（a））。

このIBOsは、POsとは異なり、それ自身、生産、加工、商取引に関与することはなく、組織のメンバーと消費者の利益を追求するため、生産コスト、必要に応じ価格指標等の集積的データの公表その他需要に応じた生産の調整等に関する調査分析など、市場の対話のプラットフォームとしての機能や市場のベストプラクティス・市場の透明性の促進を図ることが期待された組織である（同157条1項の（c）、生乳・乳製品分野に関するIBOsに関しては、同条3項に特別な定めがある）。

加盟国によるIBOの認定に関しては、ほとんどの分野においてオプション（CMO規則上、認定義務を負わない）であるが、オリ

ーブ・オイル（テーブル・オリーブを含む）およびタバコ分野では必須となっている（同159条）。

なお、認定IBOは、EU諸国に、原産地呼称保護（PDO）または地理的表示保護（PGI）によって保護されたチーズとハムに関する特定の供給管理規則（CMO規則150条、172条）の制定を求めることができ、また加盟国はワインに関し共通市場の運営を改善および安定させるためのマーケティング規則を定めることができることとされている（同167条）。

これらIBOsの当該認定にかかるIBOsの目的を遂行するための協定・決定・協調行為に関しては、原則として、TFEU第101条第1項の適用を免れる（CMO規則210条）。ただし、当該協定等についてはEU委員会に通知することが必要で、委員会によって当該協定等が市場分割や価格協定・数量割当を含むものである場合または市場競争を阻害するものであることが認められる場合等にあつては競争法の適用が免れない（同条2・4項）。

(4) バリュースhareリング

バリュースhareリング（Value-sharing）に関する条項は、17年に砂糖に関するクォータ制度と最低価格保証制度が廃止されたことを踏まえて創設された^(注11)制度であるが、前述のオムニバス規則により砂糖分野以外の分野にも拡大されたものである（CMO規則172 a条）。

これは当該農産物（農産物加工品を含む）

の市場価格の推移と結果によってフード・チェーンで獲得された利益分と損失分を農業者（農業者の団体を含む）と農産物の第1次購入者との間で割り振る協定である（砂糖部門のCMO規則のANEX Xの POINT Vの5項は存置）。

いわば、加工販売部門をもつ（子会社を含む）農業協同組合での事業分量配当等を含む精算の仕組みに類似した制度ともいえるものである。18年のEU委員会の報告書（European Commission（2018c））によると調査対象事業者42のうち30事業者は、バリュースhareリングを利用し、ほかに協同組合として組織されている5の事業者はプロフィット・シェアリングしており、双方により砂糖ダイコンの割当数量の96%はバリュースhareリングの仕組みを活用しているとしている。

(注11) Commission Delegated Regulation (EU) 2016/1166 ([2016] OJ L 193/17) .

(5) POs等のルールの拡張

認定PO、認定APOまたは認定IBOが特定の経済地域（生産および販売条件が同質な隣接地区）または加盟国の地域において当該生産、取引または生産物の加工に関して活動し当該生産の代表であるとみなされる（当該生産、取引または加工の割合、野菜・果実部門のPOにあつては、それらの割合が最低60%、その他の部門にあつては最低3分の2で、かつ、当該生産者の過半がPOのメンバーであること）場合において、加盟国は当該PO等から請求があつたとき、その協定・決定または協調行為のいくつかにつき、か

ぎられた期間、当該PO等のメンバーでない個人やグループを拘束することができるようにすることが許されている（CMO規則164条）。ただし、IBOの場合にあっては、当該生産物の生産量、取引量、または加工量の割合を3分の2以上とする要件が現実的に困難であるときには、加盟国は国内規則で要件を緩和することができることとされている（同条3項のただし書）。

なお、メンバー以外にも拡張できるルールは、生産・販売に関するレポート、EUや国内ルールよりも厳格な生産基準、EUのルールに適合する契約約款の基準、マーケティング、環境保護、原産地・地理的表示保護等を含め有機農業を保全するための措置など所定の目的のうちいずれかを追求するものでなければならないこととされている（同条4項）。

また、当該ルールの拡張によって便益を受けるメンバー以外の者からも、当該便益を受ける活動のための必要なコストの範囲で資金の拠出を求めることができる（CMO規則165条）。

(6) 危機的市場のもとでの適用免除

農産物市場の需給バランスが著しく不均衡な状況のもとでは、農業の分野を問わず、一定の期間にかぎり、EU委員会は、農業者、農業者の団体（協同組合を含む）もしくは当該団体の団体、または認定POs、認定POsの団体、認定IBOsの協定や決定につき、域内市場の機能を損なわず、当該農業分野の安定を確保するという目的に限定し、かつ、

①生産物の市場からの引揚げ・出荷調整、②加工、③貯蔵、④販売促進、⑤病虫害対策に必要な投入資材の共同調達、⑥当該農産物の生産のサイクルなどの特質を考慮した生産の計画化といった所定の活動に関し、TFEU第101条第1項の競争制限行為の禁止規定の適用を免れる施行規則を定めることができることとされている（CMO規則222条）。

この競争制限行為の禁止規定の適用を免れる期間は、6か月を超えない範囲で有効であるが、さらに延長する余地も残されている（同第3項）。

なお、この措置の発動は、当該生産物に関し公的な市場介入措置や補助金等の交付が行われる場合にかぎって認められていたものであるが（改正前の同条2項）、17年のオムニバス規則によって、この前提要件はなくなっている。

(7) 不公正な取引方法の禁止

これは、農業分野への競争法の適用免除とは異質なものであるが、サプライ・チェーンにおける弱い立場にある農業者等を保護する目的においては同じ意義をもっているため、説明しておこう。

加盟国の中には独自の不公正な取引方法に関する規制が存在するが、19年の春に、EU競争法の分野に初めて農業および食品サプライ・チェーンにおける事業者間の不公正な取引慣行に関する規制が導入されることとなった。^(注12) この指令は、19年4月30日に発効（同指令15条）し、加盟国は21年5月1日までに国内法化の義務を負うことと

なる（遅くとも21年11月1日までに適用）（同14条）。

これは、取引上の力が弱い農業者等を保護するための措置であり、年間売上高が一定規模を越す買い手の事業者のそれ以下の年間売上高の売り手の事業者との取引関係において不公正な取引方法を禁ずる。具体的には、①生鮮農産・食料品に対する30日以上支払い遅延、②他の農産・食料品に対する60日以上支払い遅延、③生鮮農産・食料品の売買契約に関しての直前（30日未満の期間）の解約、④買い手による一方的な契約の変更、⑤売り手の販売とは無関係な事項についての支払いを求め、⑥腐敗・品質劣化のリスクの売り手への転嫁、⑦売り手からの要求があるにもかかわらず、買い手による供給契約の書面による締結の拒否、⑧買い手による売り手の営業秘密の不正利用等、⑨売り手の正当な権利の行使があった場合における取引上の報復行為等、⑩売り手に過失がないのに買い手の顧客からの苦情処理にかかるコストの売り手への転嫁といった行為をブラック取引として禁止している（同指令3条1項）。ただし、①対価を支払わず売れ残った商品を売り手に返却等する、②商品のストック、陳列等に関する費用の売り手への請求、③商品のディスカウントや販売促進のための経費を売り手に求める、④販売に要する経費を売り手に求める、⑤宣伝広告費用を売り手に求める、⑥商品を売るための店舗陳列等のスタッフ経費を売り手に求める、といった行為は、あらかじめ明確な合意がな

いかぎり禁止される行為（グレー取引）として規制している。

(注12) Directive (EU) 2019/633 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on unfair trading practices in business-to-business relationships in the agricultural and food supply chain ([2019] OJ L 111/59). これは、市場支配的地位にある者がその地位を濫用して競争の機能を阻害し、消費者等に不利益を与える行為を禁止するTFEU第102条の市場支配的地位の濫用規制とは性格が異なり、優越的地位の濫用を規制するわが国における下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法に近い性格のものといえる。

4 契約関係と団体交渉

農産物の出荷・販売契約の書面による契約化それ自体は、直接的に競争法に関係するわけではないが、農業生産者にとっては生産にかかる各種のリスクの低減に貢献し、加工業者等にとってもコストの低減・最適化に貢献することで、農業者と加工業者等の双方にとって適切な契約関係が結ばれば、サプライ・チェーン全体の効率性を高めるものとなりうる。

CMO規則は、12年のミルク・パッケージで、加盟国が農業者による生乳の出荷前に農業者と加工業者間で価格、数量、期間支払い・集荷その他不可抗力の場合の取扱いを定めた書面による契約を義務付け、また生乳の買い手に最低期間の契約を提示する義務を課すことができる制度を導入した^(注13)（なお、定款等による同種の契約関係の存在が認められる協同組合と組合員との関係については例外的規定がある＝CMO規則168条5項等）。

13年のCAP改革では、この制度を維持するとともに生乳・乳製品に導入した仕組みをそれ以外の分野にも拡大し、加盟国が、書面による契約の締結を義務付けることを可能にした（CMO規則168条）。

これは契約法の分野であり、当事者間の契約関係を規制するのは一般的にはEU法の範疇^{はんちゆう}ではなく、また加盟国によって農産物や市場の特質も異なるために契約に関するルールや慣習も異なるので、CMO規則では、加盟国に契約の義務化を導入する権限を付与するものとなっている。したがって、加盟国によってまちまちであるが、17年のオムニバス規則は、この契約化をさらに推し進めるため、加盟国が契約を義務付ける制度を採用していない場合にあっては、農業者、POまたはAPOが一定の契約条項を含む書面による契約の締結を加工業者や流通業者に請求する権利を与えた（CMO規則168条1 a項）。

この書面による契約化は、契約の団体交渉と相まって農業生産者の利益を確保しようとするもので、IBOsにはその果たすべき機能の一つとして、公正な競争条件の実現と同時に競争を阻害しないよう考慮しつつ標準的な契約約款を作成・提示することが期待されている（CMO規則157条1項の(v)）。

(注13) ミルク・パッケージ前にも砂糖ダイコンやホップの分野においては標準的な契約基準に基づく契約の義務化の制度がCMO規則に導入されていた。

おわりに

EUにおいては、市場志向的政策のもと、食料サプライ・チェーンにおける農業者の地位を強めることが農業政策の大きなテーマの一つとなっており、その一環として、農業生産者の組織化によるサプライ・チェーンにおける生産者の地位と交渉力の強化のための施策として競争法の適用免除の枠組みの整備・拡充も進められてきている。

CMO規則による競争法の適用免除の規定は、きわめて技術的で適用免除の範囲については狭く解釈される傾向にあったが、エンダイベ事件のECJの判決は、ルール・ベースの解釈から認定POs・APOsの目的に照らした協調行為等の必要性との均衡性に基づくプリンシプル・ベースによる解釈のみちをひらくものといえるものとなった。

ただし、CAPと競争法の最終的な目的は共通するもののCMO規則による競争法の免除は競争法のルールに対する例外措置であることによる両者間の対立の関係は今後も続くと思われるが、EUでは条約上も判例上もCAPの目的が競争法の目的に優先するという原則が確立している点と、競争当局を含め農業・農産物の特性を踏まえながら食料サプライ・チェーンの基本的な課題に対処していこうとしている点は、わが国との大きな違いであろう。

<参考文献>

- ・笠原宏（2016）『EU競争法』信山社
- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）貿易制度課（2017）

- 「EUのルール形成に関する調査報告書」(2019年12月20日最終アクセス)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/cd421881928e3e57/report1703-4.pdf
- 根岸哲 (2012) 「EU競争法と市場統合の総合的検討」『日本EU学会年報』第32号 (2019年12月20日最終アクセス)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/eusj/2012/32/2012_18/_pdf/-char/ja
 - Agricultural Markets Task Force (2016), *ENHANCING THE POSITION OF FARMERS IN THE SUPPLY CHAIN*. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/amtf-report-improving-markets-outcomes_en.pdf
 - Chauve,P., A. Parera, and A. Renckens (2014), "Agriculture, Food and Competition Law: Moving the Borders," *Journal of European Competition Law & Practice*, Vol. 5, No. 5, pp.304-313. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://academic.oup.com/jeclap/article-pdf/5/5/304/5050712/lpu020.pdf>
 - DG COMP (2016), *An overview of European competition rules applying in the agricultural sector*. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/competition/sectors/agriculture/overview_european_competition_rules_agricultural_sector.pdf
 - European Commission (2016), *Study on agricultural interbranch organisations (IBOs) in the EU*. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://ec.europa.eu/agriculture/sites/agriculture/files/external-studies/2016-interbranch-organisations/fullrep.pdf>
 - European Commission (2018a), *Study on Producer Organisations and their activities in the olive oil, beef and veal and arable crops sectors*. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://ec.europa.eu/competition/publications/reports/kd0218732enn.pdf>
 - European Commission (2018b), *The contribution of producer organisations to an efficient agri-food supply chain*, Conference DG Agriculture and Rural Development 21 September 2018. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/news/documents/conference-pos-brochure-sept2018_en.pdf
 - European Commission (2018c), *The application of the Union competition rules to the agricultural sector*, COM (2018) 706 final, 26.10.2018. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/agriculture/sites/agriculture/files/producer-interbranch-organisations/exemptions/report-comp-rules-agri-sector_com2018-706-final_en.pdf
 - European Commission (2018d), *COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT (Accompanying the document), Report from the Commission to the European Parliament and the Council : The application of the Union competition rules to the agricultural sector*, SWD (2018) 450 final, 26.10.2018. (2019年12月20日最終アクセス)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018SC0450&from=EN>
 - European Commission (2019a), *Study of the best ways for producer organisations to be formed, carry out their activities and be supported:Final report*, May 2019. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/key_policies/documents/report-producer-organisations-study_en.pdf
 - European Commission (2019b), *The Directive on unfair trading practices in the agricultural and food supply chain*. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/key_policies/documents/brochure-utp-directive_en.pdf
 - Monti,M. (2003), "European Commissioner for Competition policy, The relationship between CAP and competition policy-Does EU competition law apply to agriculture?," COGECA Conference, Helsinki Fair Trade, 13 November 2003. (2019年12月20日最終アクセス)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/SPEECH_03_537

(あけだ つくる)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(65)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(65)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(65)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(66)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(66)
6. 農業協同組合 主要勘定	(66)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(68)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(68)
9. 金融機関別預貯金残高	(69)
10. 金融機関別貸出金残高	(70)

〈特別掲載 (2019年9月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(71)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(72)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(73)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(74)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2014. 11	51,465,994	3,727,381	31,719,834	6,098,948	55,442,838	18,320,152	7,051,271	86,913,209
2015. 11	55,069,608	3,310,159	34,886,751	11,452,355	58,786,621	18,011,449	5,016,093	93,266,518
2016. 11	62,156,444	2,660,005	34,258,363	23,239,736	59,147,171	11,493,785	5,194,120	99,074,812
2017. 11	65,351,033	1,990,737	37,532,262	26,607,557	56,910,855	10,540,370	10,815,250	104,874,032
2018. 11	65,994,876	1,429,293	32,295,555	22,245,610	52,311,209	14,016,714	11,146,191	99,719,724
2019. 6	66,913,337	1,126,477	32,617,229	21,258,432	52,837,450	17,042,985	9,518,176	100,657,043
7	66,390,057	1,089,511	32,524,016	20,957,122	52,938,538	17,558,358	8,549,566	100,003,584
8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
9	65,761,395	1,015,292	37,794,545	21,438,319	55,477,654	17,492,997	10,162,262	104,571,232
10	64,861,184	978,048	34,089,854	21,563,856	53,484,338	17,759,626	7,121,266	99,929,086
11	64,623,419	940,978	32,882,995	20,680,925	53,200,627	18,136,480	6,429,360	98,447,392

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2019年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,116,369	-	1,989,623	240	5,181	-	57,111,414
水産団体	1,882,082	260	113,955	1	33	-	1,996,331
森林団体	1,907	-	4,177	7	203	-	6,295
その他会員	1,769	-	26,222	7	-	-	27,998
会員計	57,002,127	260	2,133,978	255	5,418	-	59,142,037
会員以外の者計	519,460	13,375	377,162	86,224	4,482,083	3,078	5,481,382
合計	57,521,587	13,635	2,511,140	86,479	4,487,501	3,078	64,623,420

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 418,767百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2019年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	1,899,912	105,189	118,492	-	2,123,593
	開拓団体	-	7	-	-	7
	水産団体	39,284	3,035	9,119	-	51,439
	森林団体	2,098	1,456	3,624	3	7,181
	その他会員	-	610	20	-	630
	会員小計	1,941,294	110,298	131,255	3	2,182,850
	その他系統団体等小計	130,319	7,632	50,918	-	188,869
計	2,071,613	117,930	182,173	3	2,371,719	
関連産業	4,051,661	40,837	856,860	2,333	4,951,690	
その他	10,626,173	10,028	176,869	-	10,813,072	
合計	16,749,447	168,795	1,215,902	2,336	18,136,481	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2019. 6	8,942,362	57,970,975	66,913,337	32,980	1,126,477
7	8,703,401	57,686,656	66,390,057	5,000	1,089,511
8	8,315,648	57,871,298	66,186,946	32,980	1,052,440
9	8,170,858	57,590,537	65,761,395	22,980	1,015,292
10	7,205,551	57,655,633	64,861,184	-	978,048
11	7,100,937	57,522,482	64,623,419	32,980	940,978
2018. 11	8,182,073	57,812,803	65,994,876	22,980	1,429,293

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2019. 6	25,598	21,232,833	52,837,450	10,383,504	9,537	-	161,429
7	82,867	20,874,255	52,938,538	10,368,820	9,543	-	169,102
8	86,232	20,486,616	52,098,016	10,499,904	10,223	-	166,853
9	82,276	21,356,042	55,477,654	10,821,636	5,213	-	152,282
10	30,874	21,532,981	53,484,338	10,691,667	5,651	-	168,889
11	41,497	20,639,427	53,200,627	10,473,971	4,618	-	168,795
2018. 11	83,621	22,161,988	52,311,209	10,633,587	1,501	-	169,215

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2019. 6	67,737,379	66,446,982	1,055,954	2,287,593	2,083,152	
7	67,571,983	66,317,827	1,065,068	2,287,594	2,090,569	
8	67,893,063	66,529,665	1,077,798	2,287,593	2,091,667	
9	67,419,941	66,303,063	1,139,256	2,288,478	2,114,072	
10	67,567,984	66,358,788	1,237,080	2,288,479	2,114,072	
11	67,462,149	66,325,732	1,166,147	2,288,483	2,114,072	
2018. 11	66,681,021	65,559,873	1,537,338	2,051,882	1,976,207	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2019. 5	36,619,063	66,801,398	103,420,461	668,126	579,526
6	37,295,487	67,558,606	104,854,093	682,137	594,257
7	36,805,170	67,758,187	104,563,357	702,293	614,672
8	37,344,113	67,595,846	104,939,959	685,586	595,374
9	37,190,857	67,193,757	104,384,614	701,307	610,866
10	38,098,835	66,833,292	104,932,127	699,456	608,850
2018. 10	36,016,283	67,955,823	103,972,106	645,812	532,312

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,482,750	4,040,198	26,061,301	100,657,043
-	2,347,140	4,040,198	26,131,678	100,003,584
-	2,288,454	4,040,198	25,739,207	99,340,225
-	2,166,311	4,040,198	31,565,056	104,571,232
-	2,184,192	4,040,198	27,865,464	99,929,086
-	1,960,223	4,040,198	26,849,594	98,447,392
-	2,412,508	3,480,488	26,379,579	99,719,724

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,696,821	1,181,864	2,869	17,042,985	1,221,829	8,286,811	100,657,043
16,238,036	1,148,943	2,276	17,558,358	672,054	7,867,969	100,003,584
15,963,861	1,124,971	2,418	17,258,105	1,678,566	7,722,467	99,340,225
16,181,760	1,157,104	1,850	17,492,997	607,379	9,549,671	104,571,232
16,377,286	1,211,359	2,091	17,759,626	172,983	6,942,633	99,929,086
16,749,447	1,215,902	2,336	18,136,480	403,384	6,021,359	98,447,392
12,666,995	1,178,905	1,596	14,016,714	885,000	10,259,691	99,719,724

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ルロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
69,920	45,591,962	45,547,377	85,000	1,135,067	18,337,587	7,722,443	1,800,771
72,688	45,126,822	45,079,235	40,000	1,138,851	18,485,393	7,761,873	1,793,110
68,720	45,280,163	45,235,279	25,000	1,155,075	18,564,315	7,828,066	1,780,604
73,467	44,779,129	44,725,891	50,000	1,163,517	18,712,669	7,843,684	1,780,512
71,860	44,570,121	44,510,912	70,000	1,172,721	19,003,875	7,972,104	1,805,010
75,782	44,149,619	44,100,434	65,000	1,175,322	19,280,251	8,022,582	1,827,491
69,479	44,692,384	44,636,068	49,730	1,025,743	18,640,139	7,784,517	1,936,600

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
436,577	78,637,410	78,380,793	3,831,522	1,397,465	21,862,610	155,945	613	
434,685	80,111,959	79,880,439	3,791,556	1,356,672	21,892,219	155,205	613	
446,878	79,746,378	79,531,430	3,823,174	1,357,820	21,942,640	155,074	609	
443,332	80,080,536	79,878,858	3,801,625	1,336,706	21,970,787	155,340	609	
420,386	79,563,536	79,358,074	3,837,403	1,348,186	21,955,958	155,212	609	
440,680	79,789,131	79,584,414	3,895,022	1,381,729	21,972,444	153,956	609	
421,641	78,939,474	78,671,813	4,148,046	1,672,032	21,836,539	162,590	648	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2019. 8	2,411,815	1,712,219	41,166	56,289	17,945	1,933,135	1,915,276	78,370	452,301	
9	2,398,782	1,703,247	41,666	56,306	17,634	1,917,486	1,900,005	77,320	449,995	
10	2,417,926	1,729,167	41,666	54,109	18,402	1,929,859	1,914,613	78,829	452,791	
11	2,405,923	1,713,388	41,666	54,109	18,691	1,921,988	1,904,042	80,669	449,005	
2018. 11	2,506,865	1,793,940	35,467	55,908	17,960	2,014,962	1,994,073	83,495	464,068	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2019. 6	760,669	415,951	80,653	57,177	98,345	5,590	757,613	749,984	-	142,340	5,401	75
7	758,733	412,614	81,386	57,086	98,429	6,805	755,607	747,945	-	140,664	5,286	75
8	751,514	410,586	82,067	57,373	98,863	6,120	752,243	744,615	-	139,460	5,221	75
9	763,380	417,782	83,152	57,854	98,911	5,916	764,959	756,982	-	140,601	5,148	75
2018. 9	778,638	429,453	85,043	60,014	98,873	5,581	778,971	769,665	400	147,102	6,338	76

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
	2018. 3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2018. 11	1,039,200	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796
		12	1,047,216	675,163	3,659,640	2,651,511	656,383	1,445,832	207,742
		2019. 1	1,040,815	669,697	3,681,835	2,627,018	647,706	1,433,349	206,660
		2	1,040,924	669,291	3,672,328	2,632,686	649,210	1,438,602	207,143
		3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220
		4	1,037,118	667,315	3,778,018	2,732,368	618,281	1,447,279	208,293
		5	1,034,205	665,401	3,797,306	2,719,714	612,439	1,436,614	207,441
6		1,048,541	677,374	3,711,756	2,747,926	621,244	1,455,665	210,223	
7		1,045,634	675,720	3,746,166	2,716,895	616,001	1,448,201	209,840	
8		1,049,400	678,931	3,722,531	2,730,467	619,573	1,452,594	211,193	
9		1,043,846	674,199	3,767,275	2,714,929	617,796	1,455,694	211,804	
10	1,049,321	675,680	3,793,768	2,712,637	616,096	1,453,635	211,307		
11 P	1,049,045	674,621	3,814,351	2,732,002	618,868	1,453,681	...		
前 年 同 月 比 増 減 率	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	
	2018. 3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2018. 11	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7	
	12	2.4	3.1	4.9	2.6	△2.1	1.7	1.6	
	2019. 1	2.3	3.0	4.1	2.5	△2.3	1.6	1.6	
	2	2.1	2.8	3.6	2.5	△2.2	1.7	1.7	
	3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9	
	4	1.8	2.0	2.8	4.4	△8.1	1.7	1.8	
	5	1.7	1.8	2.5	3.2	△5.4	1.3	2.0	
6	1.5	1.8	2.4	3.5	△5.2	1.5	2.2		
7	1.3	1.5	2.6	3.3	△5.1	1.4	2.3		
8	1.2	1.6	2.3	3.8	△4.6	1.4	2.6		
9	0.9	1.4	3.2	2.9	△5.6	1.2	2.4		
10	0.9	1.1	3.5	3.5	△5.1	1.3	2.5		
11 P	0.9	1.2	3.0	4.1	△4.7	1.6	...		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 5 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行（地方銀行）が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行（地方銀行）が発足したことにより39行の合計となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	2018. 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2018. 11	205,864	58,479	1,903,510	2,053,387	507,725	709,807	112,807
		12	205,476	59,030	1,926,110	2,066,818	513,140	717,720	113,969
		2019. 1	205,385	59,183	1,905,754	2,063,867	510,567	712,377	113,415
		2	205,845	59,204	1,901,677	2,066,476	511,582	711,919	113,694
		3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920
		4	206,996	59,162	1,937,863	2,122,716	474,916	714,863	114,518
		5	208,383	58,993	1,918,619	2,125,737	473,800	711,945	114,492
6		208,850	59,217	1,926,734	2,134,817	476,617	714,787	114,792	
7		209,442	59,688	1,917,393	2,140,278	476,457	713,592	114,885	
8		209,859	60,475	1,911,774	2,146,976	477,498	715,636	115,450	
9		209,964	60,632	1,926,617	2,152,414	479,237	719,968	116,179	
10	210,115	61,671	1,915,480	2,154,842	478,288	716,750	116,045		
11 P	211,117	61,951	1,922,989	2,161,841	480,961	718,865	...		
前	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	
	2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
	2018. 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1	
年	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	同	2018. 11	1.0	7.8	5.8	4.9	△0.2	1.7	3.9
		12	1.1	7.4	6.1	4.6	△0.4	1.5	3.9
		2019. 1	1.1	7.6	5.3	4.7	△0.4	1.4	3.8
		2	1.2	7.9	5.7	4.7	△0.3	1.3	3.8
		3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
		4	1.5	8.1	2.4	6.6	△7.9	1.4	3.9
		5	1.7	7.3	2.1	5.8	△5.2	1.2	3.7
		6	1.8	6.3	1.5	5.6	△5.3	1.0	3.3
		7	1.8	6.8	1.4	5.6	△5.3	0.9	3.3
		8	1.9	7.0	1.5	5.7	△5.1	1.1	3.5
9		1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1	
10	2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2		
11 P	2.6	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	...		

- (注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 第二地方銀行の計数は、2018年5月末以降2019年3月末までは、八千代銀行、東京都民銀行、新銀行東京の合併できらぼし銀行(地方銀行)が発足したことにより41行から40行の合計となり、2019年4月末以降は、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の合併で関西みらい銀行(地方銀行)が発足したことにより39行の合計となっている。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2019年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,922,781	96,273	1,944,659	1,935,234	745,748	649,485
北岩茨	817,068	23,464	581,489	581,356	135,201	153,582
手城	1,508,078	28,669	984,824	983,128	437,656	197,332
埼玉	3,320,423	153,716	2,332,392	2,330,791	673,593	384,423
東京	2,849,631	105,320	1,721,924	1,721,897	965,362	342,791
神奈川県	4,645,247	201,759	3,146,863	3,146,573	1,440,172	566,906
山梨	600,087	21,179	475,407	475,040	75,495	63,833
長野	2,735,175	60,662	1,376,989	1,376,462	1,105,463	357,251
新潟	1,762,397	56,296	1,060,878	1,060,712	512,378	252,219
石川	1,010,807	33,047	771,988	771,976	171,290	138,868
福井	778,261	23,372	558,238	558,227	182,178	84,018
岐阜	2,648,459	72,118	2,012,697	2,011,852	598,023	202,564
静岡県	4,066,910	111,303	3,112,823	3,112,614	691,315	454,858
愛知	7,921,781	209,402	4,337,817	4,337,804	3,080,708	561,789
三重	2,058,939	68,752	1,173,166	1,172,627	800,233	233,302
滋賀	1,418,193	34,697	1,109,718	1,077,516	315,287	121,920
京都	1,235,253	32,681	974,851	974,664	225,471	106,828
大阪	4,394,940	140,690	3,108,489	3,108,459	917,562	677,190
兵庫	5,152,673	188,844	3,215,888	3,215,509	1,726,045	1,033,874
和歌山	1,461,517	57,883	1,100,933	1,100,919	243,677	128,351
鳥取	406,856	8,466	294,215	293,536	90,340	31,105
広島	2,384,367	80,200	1,800,012	1,799,820	545,307	75,319
山口	957,795	35,542	743,760	743,723	179,480	88,420
徳島	793,320	32,546	556,191	555,741	226,438	35,995
香川	1,705,154	28,418	834,811	834,608	820,141	41,753
愛媛	1,628,442	43,010	1,086,056	1,085,857	525,760	86,775
高知	906,137	24,880	626,053	626,050	167,916	102,818
福岡	2,210,217	32,382	1,572,242	1,571,892	532,418	204,437
佐賀	752,272	28,129	503,729	503,539	145,417	121,807
大分	496,931	15,510	314,177	314,083	136,724	54,311
宮崎	657,072	24,500	419,358	419,270	159,019	115,554
鹿児島	1,212,758	39,662	926,492	924,412	140,852	174,006
合計	67,419,941	2,113,372	44,779,129	44,725,891	18,712,669	7,843,684
一連合会当たり平均	2,106,873	66,043	1,399,348	1,397,684	584,771	245,115

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2019年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯 金	借 入 金	預 け 金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸 出 金	報 告 組 合 数
(北海道)	(3,561,312)	(167,723)	(2,775,013)	(2,763,160)	(11,266)	(884,935)	(109)
青森	567,126	4,806	377,534	376,586	16,588	125,482	10
岩手	1,073,914	13,029	789,270	784,685	47,255	222,804	7
宮城	1,263,166	17,175	828,770	824,837	57,492	356,081	10
秋田	845,137	5,468	551,062	548,641	36,848	189,619	13
山形	1,036,459	1,454	665,140	662,523	48,471	272,525	15
福島	1,875,074	16,709	1,365,490	1,364,425	39,544	440,654	5
(東北計)	(6,660,876)	(58,641)	(4,577,266)	(4,561,697)	(246,198)	(1,607,165)	(60)
茨城	1,849,017	13,509	1,458,482	1,453,253	66,254	325,371	17
栃木	1,733,582	10,117	1,322,704	1,319,685	91,908	301,320	10
群馬	1,629,555	1,902	1,317,181	1,314,307	25,347	264,983	15
(北関東計)	(5,212,154)	(25,528)	(4,098,367)	(4,087,245)	(183,509)	(891,674)	(42)
埼玉	4,456,392	488	3,216,521	3,208,386	178,812	1,122,733	15
千葉	2,757,703	3,327	1,935,558	1,934,061	103,480	714,432	19
東京	3,857,562	77,800	2,781,543	2,771,540	176,654	1,121,744	14
神奈川	6,697,774	110,105	4,574,446	4,550,803	406,026	1,989,271	13
(南関東計)	(17,769,431)	(191,720)	(12,508,068)	(12,464,790)	(864,972)	(4,948,180)	(61)
山梨	756,699	127	573,768	572,215	27,598	138,791	8
長野	3,215,544	7,114	2,514,244	2,511,058	53,689	678,971	16
(東山計)	(3,972,243)	(7,241)	(3,088,012)	(3,083,273)	(81,287)	(817,762)	(24)
新潟	2,303,395	6,996	1,699,192	1,698,032	88,289	494,121	23
富山	1,436,330	482	1,168,731	1,167,837	35,807	195,606	15
石川	1,314,420	1,303	997,624	994,509	46,360	311,795	16
福井	938,864	2,149	764,141	759,247	11,891	154,533	11
(北陸計)	(5,993,009)	(10,930)	(4,629,688)	(4,619,625)	(182,347)	(1,156,055)	(65)
岐阜	3,300,852	316	2,580,167	2,579,711	183,233	620,538	7
静岡	5,474,092	6,325	4,030,689	4,016,208	283,490	1,290,772	18
愛知	9,254,641	74,531	7,739,470	7,738,893	316,543	1,645,428	20
三重	2,613,477	883	2,001,813	1,994,569	220,015	396,546	9
(東海計)	(20,643,062)	(82,055)	(16,352,139)	(16,329,381)	(1,003,281)	(3,953,284)	(54)
滋賀	1,731,062	276	1,394,213	1,392,617	121,039	233,532	16
京都	1,439,225	19,975	1,210,532	1,207,583	42,308	231,220	5
大阪	5,030,197	30,072	4,308,488	4,298,941	161,166	611,207	14
兵庫	5,995,093	687	4,807,236	4,806,831	63,643	1,178,854	14
奈良	1,510,788	183	1,028,030	1,018,988	167,704	318,368	1
和歌山	1,718,421	978	1,408,731	1,406,639	46,704	223,324	8
(近畿計)	(17,424,786)	(52,171)	(14,157,230)	(14,131,599)	(602,564)	(2,796,505)	(58)
鳥取	537,828	7,329	403,374	403,101	12,737	100,326	3
島根	989,051	2,351	539,152	538,099	137,897	288,706	1
(山陰計)	(1,526,879)	(9,680)	(942,526)	(941,200)	(150,634)	(389,032)	(4)
岡山	1,908,736	4,781	1,416,092	1,401,597	50,086	430,258	9
広島	2,948,917	364	2,356,479	2,356,287	38,373	554,413	13
山口	1,245,681	557	930,853	925,378	43,440	264,729	1
(山陽計)	(6,103,334)	(5,702)	(4,703,424)	(4,683,262)	(131,899)	(1,249,400)	(23)
徳島	923,306	3,823	782,711	776,360	19,533	108,694	15
香川	1,869,088	1,738	1,694,270	1,692,814	-	191,973	1
愛媛	2,021,432	2,109	1,608,233	1,608,073	67,247	325,865	12
高知	976,038	304	830,128	828,653	22,959	118,626	4
(四国計)	(5,789,864)	(7,974)	(4,915,342)	(4,905,900)	(109,739)	(745,158)	(32)
福岡	3,034,826	4,286	2,189,446	2,182,618	70,084	838,605	20
佐賀	1,003,220	19,801	685,299	683,537	60,589	246,717	4
長崎	704,850	1,426	487,607	486,141	8,394	174,129	7
熊本	1,147,753	26,489	767,477	760,625	42,686	311,305	14
大分	679,782	1,701	469,668	469,502	8,519	186,039	5
(北九州計)	(6,570,431)	(53,703)	(4,599,497)	(4,582,423)	(190,272)	(1,756,795)	(50)
宮崎	843,349	20,517	576,511	567,918	41,079	214,284	13
鹿児島	1,421,455	5,872	1,078,899	1,075,784	6,114	279,339	13
(南九州計)	(2,264,804)	(26,389)	(1,655,410)	(1,643,702)	(47,193)	(493,623)	(26)
(沖縄)	(892,429)	(1,850)	(561,554)	(560,817)	(32,242)	(266,390)	(1)
合 計	104,384,614	701,307	79,563,536	79,358,074	3,837,403	21,955,958	609
一組合当たり平均 (単位 千円)	171,403,307	1,151,571	130,646,200	130,308,824	6,301,154	36,052,476	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2019年9月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北	海	道	649,031	10,309	521,696	521,022	111,717
青		森	61,475	1,767	48,651	47,981	7,913
岩		手	146,491	3,101	127,919	127,245	19,288
福		島	23,532	876	20,753	20,541	2,779
茨		城	23,723	698	19,405	19,257	4,049
千		葉	63,919	2,314	52,304	50,793	6,936
東		京	10,474	165	9,648	9,634	838
新		潟	25,786	874	20,957	20,742	2,951
富		山	33,713	567	30,513	30,227	2,804
石		川	45,347	1,239	36,695	36,181	6,860
福		井	39,388	997	30,345	29,746	8,058
静		岡	111,014	6,826	88,487	88,381	26,333
愛		知	83,761	2,134	65,840	63,998	12,910
三		重	97,960	3,331	77,809	77,687	20,940
京		都	44,708	666	36,697	36,366	6,751
な	ぎ	さ	140,943	2,772	115,634	112,736	23,311
鳥		取	28,854	806	24,936	24,669	3,658
広		島	95,538	1,206	65,431	63,618	22,320
徳		島	32,067	504	29,953	29,686	1,969
香		川	53,621	3,112	47,400	47,349	6,980
愛		媛	87,827	1,538	58,872	57,445	31,737
高		知	37,225	1,905	24,639	24,464	11,901
福		岡	60,348	659	55,132	54,650	5,582
佐		賀	125,785	1,312	92,460	92,409	32,984
長		崎	129,532	1,983	107,306	107,102	22,650
宮		崎	39,302	991	31,250	31,140	9,972
鹿	児	島	63,830	3,157	39,210	37,647	28,318
沖		縄	43,588	497	37,544	37,289	7,486
合	計		2,398,782	56,306	1,917,486	1,900,005	449,995

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2019年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	払出 込資 済金	預け金	うち 系統預け金	信用貸出金	報告 組合数
北海道	536,057	80,907	84,534	581,476	578,115	104,798	68
宮城	84,071	490	3,851	70,496	69,455	12,224	1
山形	4,793	-	608	3,422	3,340	593	1
福島	7,376	940	629	9,813	8,986	-	1
島根	43,370	307	3,015	38,218	37,834	4,240	1
山口	55,249	300	4,046	38,848	37,955	12,089	1
熊本	6,652	208	647	5,059	4,199	1,168	1
大分	25,812	-	1,581	17,627	17,098	5,489	1
合計	763,380	83,152	98,911	764,959	756,982	140,601	75

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしていきます。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

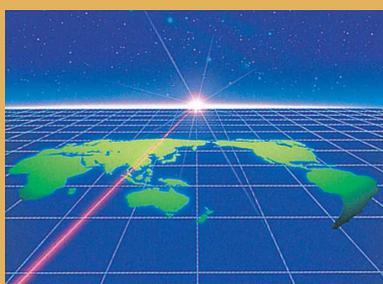
（2020年1月20日現在、掲載情報タイトル4,277件）

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ' and a search bar. Below the header, there are navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. A search bar with the text 'キーワード検索' is also present. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a sub-header '2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。'. Below the banner, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The URL 'http://www.quake-coop-japan.org/' is displayed at the bottom left.

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年2月号第73巻第2号〈通巻888号〉2月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社